

令和6年度予算審査特別委員会（第3回）

令和6年3月8日（金曜日）午前10時00分

○付託案件

- 議案第 4号 令和6年度七飯町一般会計予算
議案第 5号 令和6年度七飯町国民健康保険特別会計予算
議案第 6号 令和6年度七飯町後期高齢者医療特別会計予算
議案第 7号 令和6年度七飯町介護保険特別会計予算
議案第 8号 令和6年度七飯町水道事業会計予算
議案第 9号 令和6年度七飯町下水道事業会計予算

1. 各課の聴取について
2. その他

○出席委員（12名）

委員長	川上弘一	副委員長	澤出明宏
委員	神崎和枝	委員	江口勝幸
委員	佐々木陵二	委員	田村敏郎
委員	稲垣明美	委員	中川友規
委員	平松俊一	委員	上野武彦
委員	池田誠悦	委員	川村主税

○欠席委員（1名）

委員 青山金助

○議長出席の有無 無

○出席説明員（7名）

議会事務局長	広部美幸	会計課長	関口順子
総務課長	中村雄司	財政課長	青山栄久雄
情報防災課長	庭田昌輝	政策推進課長	花巻亘
税務課長	佐藤恵美子		

○本会議の書記

事務局長 広部美幸 書記 山本翔大
書記 伊東宏樹

午前10時00分 開議

○川上委員長 おはようございます。

ただいまより、令和6年度予算審査特別委員会第3回目の委員会を開催いたします。

定例会に引き続きまして、青山金助議員のほうから欠席の届出が出ております。

それでは初めに、議会事務局の審査を行います。

事務局長、予算書及び提出資料に基づきまして、説明をお願いいたします。

○広部事務局長 おはようございます。

それでは、議会事務局で提出しております資料について、御説明申し上げます。

ナンバー1、事業予算名は議会費です。本年度予算額9,518万5,000円、前年度予算額は9,940万3,000円、421万8,000円の減額となっております。減額の主な理由でございますが、本年度は行政視察がない年度でありますので、旅費が減少したことと、備品購入費で本会議場のマイクなど、令和元年度から令和5年度まで計上しておりました債務負担が終了したことが主な理由となります。

また、新たな予算としては、事務室のキャビネットなどの備品73万円と本会議場の議員側の椅子など521万9,000円を計上しております。

次のページをお開き願います。

ナンバー2、事業予算名、庁舎議場改修事業費です。本年度予算額142万8,000円、前年度予算額290万2,000円、147万4,000円の減額となっております。昨年度は、議会廊下改修工事を行いました。今年度は議場椅子撤去工事を行う予定で予算計上しております。

次に、ナンバー3、事業予算名、監査委員費です。本年度予算額160万5,000円、前年度予算額155万3,000円、5万2,000円の増加となっております。監査委員の視察がある年度のため、旅費増額が理由となっております。

以上で、議会事務局の説明を終了させていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○川上委員長 事務局長、ありがとうございました。

それでは、これより質疑を行います。

ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○川上委員長 それでは、質疑を終わります。

以上で、議会事務局に対する審査を終了いたします。

次に、会計課の審査を行います。

会計課長、御苦労さまでございます。

早速でございますが、予算書及び提出資料に基づきまして、説明をお願いいたします。

会計課長。

○関口会計課長 おはようございます。

それでは、会計課の予算について御説明いたします。

会計課の提出資料と共通様式ナンバー1について説明いたします。

予算書ページ、新継別、款項目は記載のとおりでございます。

事業予算名、会計管理費の本年度予算額は362万5,000円、前年度と比較して7万3,000円の減額になります。減額の主な理由として、需用費の決算書印刷製本費のページ減によるものと、役務費の公金出納取扱手数料の口座振込手数料の件数減によるものです。そのほかは前年度と大きな変更はなく、記載のとおりでございます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○川上委員長 会計課長、ありがとうございました。

これより、質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○川上委員長 質疑を終わらせていただきます。

以上で、会計課に対する審査を終了いたします。

会計課長、御苦労さまでございました。

○川上委員長 暫時休憩します。

午前10時04分 休憩

午前10時04分 再開

○川上委員長 再開いたします。

次に、総務課の審査を行います。

総務課長、御苦労さまでございます。

早速でございますが、予算書及び提出資料に基づきまして、説明をお願いいたします。

総務課長。

○中村総務課長 おはようございます

それでは、総務課分につきまして、御説明をさせていただきたいと思っております。

予算特別委員会資料要求共通様式ナンバー1でございます。

最初、ナンバー1は総務行政費でございます。本年度予算額、前年度予算額、増減につきましては、以下記載のとおりということで説明を割愛させていただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

ナンバー1の旅費で、議員研修視察同行職員旅費を2名分を削減しております。また、需用費では、令和6年度地域人権啓発活動事業啓発物品等の消耗品が受託事業として実施できることから、歳入で57万7,000円、歳出で57万9,000円ほど増額となっております。そのほかは従前と大きな変更はなく、記載のとおりでございます。

次にナンバー2、平和事業費です。こちらは例年と大きな変更はなく、記載のとおりでございます。平和大使の派遣先は、長崎市へ2泊3日の日程で中学生6名を予定しているところでございます。

次に、ナンバー3、表彰事業です。こちらは例年と大きな変更はなく、記載のとおりでございます。

次に、ナンバー4は人事行政費です。こちらは委託料で、人事給与システム改修業務委託料を57万2,000円増額となっておりますが、会計年度任用職員の勤勉手当の支給等に係るシステム改修費用でございます。そのほかは例年と大きな変更はなく、記載のとおりでございます。

次にナンバー5、町長公用車管理費でございます。こちらは令和6年度は車検費用を計上し

ておりますが、例年と大きな変更はなく、記載のとおりでございます。

次に、ナンバー6は庁舎管理費です。需用費で前年比579万3,000円の増額でございますが、光熱費としまして重油、電気料、水道料を合わせまして98万1,000円増額となっております。

庁舎修繕料としまして会議室のエアコン修理など200万円の増額、そのほか高圧受電設備であるキュービクルの老朽化に伴いまして、部品交換の修繕が必要となり、順次部品の交換修繕を進めていくための費用が増額となっております。電気設備であるキュービクル内の機器の修繕299万2,000円の増額でございます。

あと、役場庁舎でポータブルクーラーの購入を20台予定しておりますが、そのうち16台分を庁舎管理、こちらの予算の中で購入をし、4台分につきましては福祉課の補助等もございまして、その中で対応していただく予定となっております。

続いて、ナンバー7、選挙管理委員会費でございます。こちらは例年と大きな変更はなく、記載のとおりでございます。

ナンバー8は特別職給与費でございます。町長の給料1か月分を一部減額しているほかは大きな変更はなく、記載のとおりでございます。

ナンバー9は一般職等給与費でございます。職員数の増としまして、正職員1名、再任用職員2名が増に伴う給料及び職員手当等の増額の一方、共済費のうち退職手当組合金の負担率が定年延長制度の導入に伴いまして大幅に変更となりまして、6,533万4,000円減額の予算となっております。そのほかは従前と大きな変更はなく、記載のとおりでございます。

次に、ナンバー10は会計年度任用職員給与費です。報酬は、パートタイム月給者4名分の減額分で201万6,000円の減額。給料は、フルタイム月給者1名分の減額で396万3,000円の減額。職員手当等は、フルタイム月給者1名分の手当が減額で111万9,000円減額となります。あと、勤勉手当分が増

えることによりまして、1,869万9,000円の増額となっております。そのほかは従前と大きな変更はなく、記載のとおりでございます。

次にナンバー11、職員等諸費です。共済費としまして、非常勤職員公務災害補償負担金の対象人数を見直し減額しております。委託料として、職員健康診断委託料を実績により精査し減額となっております。負担金、補助金及び交付金として、北海道から派遣をいただいている職員がおりまして、帰任されることから負担金が減額となります。また、職員総合健診利用助成金も実績により精査し減額しております。そのほかは従前と大きな変更はなく、記載のとおりでございます。

次に、ナンバー12は職員研修費です。従前と大きな変更はなく、記載のとおりでございます。

私からの説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○川上委員長 総務課長、ありがとうございます。

それでは、これより質疑を行います。

神崎委員。

○神崎委員 ナンバー1の総務行政費予算の中の需用費が54万6,000円の増で、先ほど説明をいただきました。受託事業に変更になったということで、活動的にはどのようなお仕事というのか、こちらのほうでやるというような形になるのか、そのあたりちょっと教えていただきたいと思えます。

○川上委員長 総務課長。

○中村総務課長 地域人権活動費でございますが、例年、町内の小学校のほうに行きまして、人権の花運動というのを実施してございます。こちらは例年、町の単独費で実施しておりましたが、令和6年度につきましては、財源を頂いた中で、大分大きな学校にも対応できるということで、小学校2校、大中山小学校と七重小学校で、令和6年は人権の花運動を実施したいというふうに考えております。お花をプランターに植えて、学校で並べてというようなことを児

童にやっていただいて、人権啓発を進めていくといった内容で、その人権の花運動と、そのほか啓発物品として、トートバッグですとかマイククロスだとかクリアファイルなどの購入をして、啓発活動を進めていきたいというふうに思っておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○川上委員長 ほかにございますか。

平松委員。

○平松委員 ナンバー6の庁舎の維持管理のためのことです。私、さんざん一般質問していますので、大体想像つくと思うのですが。

まず、庁舎の修繕料が410万円と、200万円増えてますね。これは、エアコンを取り替える。エアコン取り替えるとは、これは今までエアコンあったのですか、下に。まず、こちらの説明をもう一回お願いしたいのと、温水ポンプとありますけれども、これのこともちょうと説明をお願いしたい。

それから、その下になりますけれども、庁舎の電気設備の修繕料と、キュービクルの交換ということですが、備品購入でポータブルのスポットクーラーというものをトータルで20台ですか、何か予算はちょっと分けるみたいですが、これが全て稼働したときに電気落ちないのかどうかというのは、多分きちんと調査をしていると思うのですが、そうすると、受電契約を少し変更しなければ駄目かもしれないのですが、その辺のチェックができていないのかどうかと、いつも私一般質問してましたけれども、例えば床暖が入っていませんよね、役場の暖房の中には。それが多分機能していないと思うのですが、そういったことは、その修繕項目から外れている。

それから、今、しきりにZEBのことを言ってきましたけれども、そういった計画の予算も取られてないと。やるやらない別にして、調査だとかそういうことはやらないと、今なので、まさにやらないと駄目な時期が。例えば、このサッシを高断熱のサッシに取り替えるだとか、そういうことをやらないと、もう終わってしまうかもしれない、極端なことを言えば。そ

の辺のお考えをちょっとお聞きしたいなと思っています。お願いします。

○川上委員長 総務課長。

○中村総務課長 順次、お答えさせていただきたいと思います。

まず、修繕の中で、エアコンの修繕ということでございますが、現在、幾つかの部屋、小さい部屋でございますけれども、会議室等にもエアコン設置されている中で、実際に2階の202の会議室のエアコンが壊れてございます。天井につけているもののエアコンですが、その202の会議室に二つエアコンついてございますが、そちらのほうを修理するといった内容でございます。

続いて、修繕の中での暖房関係の温水ポンプでございますが、温水ポンプの中のボイラーの、まず暖房関係の話で申し上げますと、バルブ関係を幾つか六つ程度の交換。そして、ボイラー自体のオイルポンプの修繕。そして、ポンプの修理という表現になっておりますが、こちらはラインポンプの修理ということで、メカニカルシールの消耗品的な部分も含めて、トータル75万円くらいの修繕というような内容になってございます。

続いて、キュービクルの467万5,000円の修繕の関係でございますけれども、昨年も、このキュービクルの修繕、令和5年度も実施してございまして、今回、このキュービクルの修繕内容というのは、高圧から低圧に変圧する機械が二つございまして、その交換が大きな内容となっております。そのため、計画的に実施しているということで、まだ実はほかにもケーブルの交換だとかというのも今後予定しておりますので、それも含めて今後予算を確保できるタイミングに、また修繕をあわせて行っていきたいといったところで考えております。

続いて、そもそもの役場庁舎のZEBの関係の進捗状況というようなお話でございますけれども、できるだけ早く検討ということでございます。総務経済常任委員会の中でも視察をさせていただいた中で、そのZEBの有効性みたいなものを感じ取ってきたところでございます。

視察に行った後に、やはり視察先の実際行った業者さんのほうにメール等やり取りをして、オンラインなどの打合せもさせていただきました。その際、役場庁舎自体を見てもらわないと何とも難しいですよというような話もあったものですから、12月にオンラインの一応会議をして、その後役場のほうに来ていただいて、実際施設を見てもらったというような経緯はあるのですが、まだZEBまでできるかどうかというのが、まだ今状況を調査をしているといったところなものですから、なかなか今情報を説明できるような状況にはないということで、御理解のほどよろしくお聞きしたいと思っております。

続いて、ポータブルクーラーの関係でございます。受電設備との関係の中で十分な電力量を確保されているのかということでございますけれども、このポータブルクーラーが同時に全て回せるというのを実はあまり想定はしていませんでした。実際小さい設備なものですから、会議室の中で大きく使われるのかなというふうに思っております。空き室、実際使っている時間などもあるものですから、そこまでの分析はしてなかったというところで、もしそれが足りないようであれば、契約なども必要でしようし、そういった対応をしていきたいと思っております。

以上でございます。

○川上委員長 平松委員。

○平松委員 一緒に視察に行かれて、お互いに勉強はしてきたはずなのですが、ある程度予算化、補正組むという考え方もあるかもしれませんが、例えばもう500万円だとかそういう調査費をきちんとつくっておいてやらないと、今もおっしゃってましたけれども、スポットクーラーは、例えば冷却の部分が100ではないのですよ。そのコンプレッサーが動く熱も出ますから、実際にその冷えているところの裏は熱くなるのですよね。だからそういうものがもう10台、20台もし回るとなると、何やっているのかわからないような状態になるのですよ。だから、一番いいのは、例えばもう天井からどんどん上に熱を逃がすための、

例えばそこに明かり取りがあるのですよね、その窓の下のところに幾つか。これは1階のロビーから筒抜けになってますから、例えばそれを開けると相当排熱ができるのですよ。だからそういうところにファンを置いておくだけで、排気はかなり効率よく、1、2階は冷やすことができるのでよ。何かやっぱりそういう調査費きちんと盛り込んでやらなかったら、何か一部ですけども、去年の夏よりも暑くなるという、そういう気象データを出しているところもありますから。ちょっとこれ、今もう3月で予算取らないと間に合わないと思うのですけれどもね。ちょっとその辺はもう少ししっかりしたほうがいいと思うのですが、お考えはどうか。

○川上委員長 総務課長。

○中村総務課長 今回の夏に向けての排気の考え方でございます。委員おっしゃるとおり、排気ができるのではないかとということで、私どももその部分を調査をしました。現実的にはその排気の部分の機能というのは、今実際密閉されていて、その部分を排気するためには工事費用等が必要になります。排気をして、それを操作するための実際のワイヤーといいますか、それが1階までつながっていて、建物内部を通っているというのがあったので、その部分の費用を計算したときに大分かかるという話がありました。とはいえ、その排気をするために手動でもできるかもしれませんので、そういった部分、今後の課題としてできるかどうか、そういった部分、もしできるようであれば、庁舎の少額修繕などでもできる可能性もございますので、夏に向けた準備を今後考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

以上です。

○川上委員長 平松委員。

○平松委員 今の分かります。私、副町長とかに言ったのですよ、そのスカイライトを開けてやれば一番手っ取り早いと。ファンつけたり何だりするとすれば、今のような御説明になるのでしょうかけれども、人が行ってかばっと開けるだけでも、とにかく暑い部分は抜けていくの

で、極端なこと言えば、そういうふうに関切やすいようにちょっと改装しておくだけでもいいと思うのですよ。詳細、もう少し検討をなさったほうがいいと思いますけれども。

確認ですが、キュービクルを取り替えて、万が一このキュービクルの容量が足りないということにはならないでしょうか。そこを心配しているのですよ。去年も直した、今年も直す。それでまた何か夏の暑いときにパンクしたとか、極端なこと言うと、キュービクルは熱持って火出ることあるのですから、いつも誰かそばにいれば、すぐ何か対応できるのでしょうかけれども、どこかで燃えていて大変なことになったとなったら困りますので、そこら辺だけはしっかり確認をお願いしたいと思います。

○川上委員長 総務課長。

○中村総務課長 キュービクルの関係でございますけれども、やはり役場の設備として、やはり最も重要な設備でございますので、その部分の管理等についてはしっかりしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

以上です。

○川上委員長 ほかにございますか。

中川委員。

○中川委員 ナンバー12の職員研修費の実施というところで、これは過去ずっと同じような研修で、ここに載っているような内容なのか、今回は違う一歩踏み込んでいるものなのかということをお聞きしたいのですけれども。何で聞くかということ、第6次行財政改革大綱の中に、人材育成と活用というところで、職員の能力開発で各種研修活動だとかということであってしますので、その辺の整合性がきちんと取れているかどうかをお聞きしたいと思います。

○川上委員長 総務課長。

○中村総務課長 職員研修の関係についてお答えさせていただきたいと思います。

こちらの、まず科目について、特段何か斬新的に何か変わったというような考え方は実はないのでございますけれども、今まで課題と思っていた内容といたしましては、職員の窓口の対応、電話

対応など接遇の部分についてはまだまだ不十分というような課題もございまして、そういった接遇の機会を、新たに講師を来ていただいて勉強していただくというようなことを今考えてございます。

このほか、中川委員がおっしゃいました行革の中で人材育成の部分での関連で申し上げますと、職員の人材育成という部分で申し上げますと、こちらの科目ではまた別途違うのですけれども、令和6年のときに、北海道との相互交流を久々に再開したいというふうに思っております。北海道のほうに1名行って、そして北海道から1名を来ていただくというような派遣機会を復活をさせていきたいと思っております。想定しているのは、北海道庁ではなくて渡島総合振興局を今想定しているのですが、相手のある話でございますので、今後決定されましたら、そういった方向で進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○川上委員長 中川委員。

○中川委員 職員の、今電話対応だとかいろいろな、はっきり言って初歩的な研修というのは、それはそれで初歩的なものですよ。そういうのもやってもいいですけども、ただ、行財政改革のほうに書かれているものはそれとは全く別ですよ、実際。初歩的な事務のやり方の研修とかというのは、それは当たり前の話でやっていることなので。ここに書かれている研修というのは、振興局とはっきり言って人事交流ではないですけども、来てもらって、こっちからも行って、確かにそれも勉強になりますけれども、でもここに書かれているのは意味合いが違うと思うのですよね。課題の発見力や課題の解決力など職務能力の向上とか、自発的に行動する意識改革、これ振興局行ってそうなりますか。振興局のやり方だとかそういうのは学べると思いますけれども。そういう意味で、この第6次の行財政改革はそういう意味の研修ということなのですか。

○川上委員長 総務課長。

○中村総務課長 行財政改革大綱に基づく研修

の部分とここの部分の研修では、ちょっと話が違うのかもしれませんが、職員のあるべき姿としては、やはり町民の声をどれだけ聞いてそれを行政に反映させられるかというのが基本だと思っております。そういった部分が、まず机上だけでの職員資質だけではないというような部分が課題というふうにも思っております。一つの例として北海道との相互交流の例を示させていただきましたけれども、実際には町長から職員の派遣、職員の視察、研修の部分で……（発言する者あり）

○川上委員長 暫時休憩します。

午前10時28分 休憩

午前10時28分 再開

○川上委員長 休憩前に引き続き、再開いたします。

総務課長。

○中村総務課長 その職員の研修の在り方として、町民の声を聞きながら生かすということが重要ということで、例えば、三木町に例えば物販に行かれるとかというときにも、もともと商工観光課の方々が行っているというような部分もございましたが、そういった部分は、行って例えば物販をするだとかそういった地域の人方とも触れ合うだとか、よそのところのものを研鑽するという意味では、やはり職員研修の位置づけとして、やっていくべきだというような話もいただいております。そういった部分も考えていきたいというふうに思っておりますので、地域に根差した活動を職員がそれぞれ考えていけるような職員資質ということを目指していければなというふうに思っております。

以上です。

○川上委員長 中川委員。

○中川委員 何かちょっとよく分からないのですけれども、町民の声を聞いて職員が動くというのは当たり前の話であって、この第6次の行財政改革の中で職員の能力開発というのを正式にうたって、各種研修活動の実施とか、こうやって書いていますけれども、この第6次のものには書いている研修、職員の能力を開発すると

いうものはその程度なのですか。町民の声を聞いて職務をやってくださいという、それは当たり前前の話で研修でも何でもなくて、過去も同じような研修というか、今回出してきているものとずっと変わらずという感じで来ているのですか。

○川上委員長 総務課長。

○中村総務課長 過去と同じかといいますと、そうではなくて、ここ何年かで実はコロナの関係もあって、オンラインの研修だとかというのも充実しておりました。昨年度あたりからやっと対面の研修に戻ったというような今状況で、通常の研修がしばらくできていなかったというようなところでございます。まずは通常期に戻すというようなのが今命題として思っております。

あと、今回の研修の中でそれほど大きくは変わってはないのかもしれませんが、広域的な部分での函館市で研修機会などがあって、定住自立圏に基づいた広域行政の関係する研修だとか、そういったものも充実していきたいということで、最後負担金でございませけれども、若干増額をしているといった内容でございませ。

委員おっしゃる内容で、行革の命題とここの部分のそごがあるのではないかというようなお話かと思ひます。そういった部分、引き続き、研修機会、また職員をどう育てていくかといった部分を命題として今後考えていきたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

○川上委員長 中川委員。

○中川委員 今後考えていくのはいいのですけれども、そもそも研修は、職員の能力開発とか、ここに書いてある課題の発見、課題の解決力を高めるとか、そういう意識改革を図りますというような内容のものであれば、やっぱり振興局に行かせるとかではなくて、課題の発見力をつける研修会とかそういうものを開いたり、もしくは開いているところに行ったり、そういう講師を呼んで、職員のみならず、例えば地域の人も一緒に講演会だとかで勉強会やってもいいだろうし、そういうスキルをアップするというような研修がないと思うのですよ、これまで

も。だから、それがここの予算でないですよというのであれば、違うところの違う科に入りますよというのでもいいのですけれども、町この新年度予算の中で、職員の能力開発するための、スキルアップするための研修というようなことを、この6次のものには書いていますけれども、新年度予算の中のどこにそれが入っているのか、逆に教えていただければ。

○川上委員長 総務課長。

○中村総務課長 先ほどの答弁の中で、答弁といいますか、説明の中で不十分な点がありました。こちらの研修の中では、委員が想定、イメージされています一般的な研修、初級、中級だとかというのがあるのですが、それ以外にも専門分野での研修というのが当然ありまして、課題解決ですとか、指導能力ですとか、折衝交渉力の強化ですとか、あとコミュニケーションの能力の向上、あとプレゼンテーションの向上等々、専門の課題解決に向けた研修というのを実施をしております。こちらは札幌市のほうで行われているのですが、そちらのほうに毎年、例えば係長になったタイミングですとかそういった機会で、職員研修計画を毎年春先に定めまして実施してございませるので、職員の能力開発といった点で言ひますと、引き続き、札幌で行われます研修のほうに参加をしまして、強化していきたいというふうにお願ひしておりますので、御理解のほどよろしくお願ひします。

○川上委員長 中川委員。

○中川委員 それは何回行われて、何名参加しているのですか。

○川上委員長 総務課長。

○中村総務課長 大変申し訳ないです。例年の状況で言ひますと、令和4年度の決算ベースで申し上げますと、札幌市のほうには19名ほど、19回ほど実施して参加しているといったところですよ。以上です。

19人、一つのもの2人行っているのがあるので18ですね、18回。18回の講習会に対して19人が参加しています。

○川上委員長 中川委員。

○中川委員 18回行われているものに19人の方が18回参加したということですか。

○川上委員長 総務課長。

○中村総務課長 研修会のタイトルが18種類ある中で、19名が参加したと。一つの、例えば土地評価の事務研修会があれば、それに1人行っています。広報の向上技術の研修会、広報関係の技術を研修するというのは1人というふうなもので、途中で言いますと、指導能力を高める係長の研修というのがあるのですが、それに2人参加をしているといった内容で、1のずれがあると言ったところです。

○川上委員長 中川委員。

○中川委員 18回ということではなくて、19名の方がそれぞれ1回参加しているということですよ。

○川上委員長 総務課長。

○中村総務課長 説明不足で申し訳ないです。

19名の方が1回それぞれ参加しているといったところです。

以上です。

○川上委員長 中川委員。

○中川委員 1回参加しているだけでもまだいいのですけれども、やらないよりはいいですけれども、19名の方が1回、札幌の研修を受けてきたというだけで、町としては十分だとお考えですか。

○川上委員長 総務課長。

○中村総務課長 予算の範囲の中での19人ということで実施してございますが、もっと一度にできるだけ多くの人数ということでの講習というものを考えた中での職員研修講師謝礼ということで、今回10万円部分、謝礼を計上してございまして、講師に来ていただいて広く研修を受けたいといった内容でございます。

以上でございます。

○川上委員長 中川委員。

○中川委員 何というのだろう、予算も確かにかかりますけれども、遠方とか行くのであればかかりますけれども、そもそもこの予算、職員の能力を上げる予算、ここに、ある意味投資ですよ。投資的な職員のレベルを上げると。そ

うなると、その職員さんは、地方行政というか町の役場の職務に対してはどんどん動ける人になっていくわけですから、やっぱりそこは少しお金をかけてでも育てるべきであって、民間の会社であればどこもやっつてることだと思うのですよ。もしくは、先日も商工会さんかどこか、ちょっと主催忘れてましたけれども、DXの関係だとか、町の絡みなのかな、やりましたよね、研修会とか。そのほかにも結構いろいろな研修会が函館近郊でもあるのですよね、七飯に限らず。民間の方は、やっぱりそういうところに行つて勉強したりするのですけれども、役場職員の方はなかなかお見受けしないものですから、その参加料などそんなに知れてる金額ですし、そうやってそもそも勉強できる機会に率先して参加するという姿勢すら出てきてないと思うのですよ、この町の今の方針だと。ただ、研修会やりますよとって、研修会実施のため札幌の主催してるところに一回行つてくださいます。はい、係長になったのだから行つてくださいます。そうではなくて、やっぱり係長だろうが係長だろうが課長だろうが、そのテーマテーマに合った、DXなどは町もうたってますよね、DX進めていくとか。様々テーマはありますけれども、それに合ったような研修会というのがこの近隣で行われていたら、そういうのに参加しましょうというような方向性すら見えてこないのですけれども、その辺についていかがですか。

○川上委員長 総務課長。

○中村総務課長 近隣で参加できるものは、現状としては今分り得るそういった研修のものについては、町のイントラネットなどでお知らせをして、時間が空いたら、ぜひ参加できる人は参加してくださいというようなアナウンスはするのですが、実際にはそこまでの参加の強制まではしてなくて、職員の空き時間などで自主研鑽という意味合いでの部分でございますので、そういった部分、せつかく近くでやっているのであれば、もっとそういった有意義なものでありますので、そういった部分はできるだけ参加してくださいというようなことで促して

いきたいというふうに思っております。

あと、DXの話、今ちょっと出たのですけれども、いろいろ専門分野での研修というのはいろいろございまして、例えばDXの関係で言いますと、今年の私の記憶で言いますと、情報防災課長のほうから各課長のほうに、DXはやはり専門分野なところがあって、オンラインの研修がありまして、そういった部分、ぜひ研修を受けてくださいといったのも行ってございます。そういった部分で、役場職員もDXの関係を、今後の必要性だとかを認識しながら進めていっておりますので、御理解のほどよろしくお願ひします。

以上です。

○川上委員長 中川委員。

○中川委員 私はそれぞれの研修の中身どうこうまでは言っていないので、それぞれそれは勉強していただいて、やっていただきたいのですが、ただ今課長おっしゃったように、役場としてはイントラで皆さんに周知している、でも強制はできないと。強制はできないですよ。強制はできないけれども、強制はできないけれどもという前提でやるしかないですけれども、やっぱり行かなくていいんだと思ったら行かないだろうし、ただ、何で行かなければいけないかという意識改革をまずしてから、そういう研修会があるよと教えないと、行かなければいけないという意識がないのに、こういう研修会あるよと、あーそうなんだと。今七飯町で、うちの役場の中でこういう対応が足りないとか、今これからこういう時代になるとか、だから我々も勉強しておかなければいけないよね。課長から末端の職員まで、そういう各課でそういう話が、要は連携といいますかね、そういう意識を持たないと。うちらもこういうの勉強しておいたほうがいいのかなとかあったときに、今こういう研修会ありますよと、行ける方行ったほうがいいですよとかという案内が来たら、それこそ個人ではなくて、その各課で何人かで試してみようかとかという話にもなるかもしれないではないですか。参加がされてないということは、そもそも各課それぞれのそういう意識が全然ないとい

うことだと思っております。でも、それは職員が悪いとかいいとかではなくて、そういう意識改革を持たせるという行為を打ち出してないからだと思うのですよ。言葉では出していますよ、この第6次のこの大綱の中に意識改革を図りますと書いてるけれども、この意識改革を図っていたら必然と変わっていくのですよ。そういうあれは考えてこういうふうに予算を上げてきているのですか。

○川上委員長 総務課長。

○中村総務課長 意識改革の部分の話でございますが、一朝一夕ですぐすぐ変わるものではないというような認識でいることから、直接的に予算の反映というのはいりません。

今回の委員とのやり取りの質疑の中で、私も意識づけというのが大変重要というふうに認識しておりますので、引き続き、そういったもつと職員のほうに意識づけをして、自発的な職員たる能力開発そういった部分が向上できるような取組を模索といいますか、考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

以上です。

○川上委員長 ほかにございますか。ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○川上委員長 それでは、総務課に対する質疑をこれで終わります。

総務課長、大変御苦労さまでございました。暫時休憩します。

午前10時46分 休憩

午前10時46分 再開

○川上委員長 休憩前に引き続き、再開いたします。

次に、財政課の審査を行います。

財政課長、御苦労さまでございます。

早速ですが、予算書及び提出資料に基づきまして、説明をお願いいたします。

財政課長。

○青山財政課長 次に、財政課の令和6年度予算について御説明いたします。

初めに、共通様式ナンバー1の庁舎共通事務

費からとなりますが、予算額は例年と大きな変更はなく、記載のとおりでございます。

次に、ナンバー2は財政管理費で、同じく予算額は例年と大きな変更はなく、記載のとおりとなっております。

次に、ナンバー3は財政管理基金費で、当初予算は基金から生ずる運用利息分を基金に積立てする予算となりますが、基金の総額が増加したことによりまして、前年度より26万9,000円増の予算を計上してございます。

次に、ナンバー4は特定目的基金費で、同じく当初予算は基金から生ずる運用利息分を基金に積立てする予算となりますが、社会教育施設整備基金は令和5年度に引き続き、当初から1,000万円を積立てし、森林環境譲与税基金は森林環境譲与税の当年度充当残495万7,000円を当初に積立てする予算を計上してございます。

次に、ナンバー5は財産管理費で、予算の増減額は例年と大きな変更はございませんが、令和6年度は公共施設照明のLED化基礎調査委託を一旦停止し、財産管理費の予算節減を行っております。

次に、ナンバー6は地域センター管理費ですが、予算の増減額は例年と大きな変更はございませんが、鶴野地域センター内屋内体育館のLED化工事が終了しますので、その分の電気料金の縮減が図られております。

次に、ナンバー7は一般会計町債償還費（元金）ですが、予算額はこれまでの繰上償還の実施により、毎年元金償還金の予算額は減少傾向にあり、その効果は繰上償還を実施する前では、本年度の予算額が前年度に比べ1,275万6,000円増加するところ、繰上償還の実施により3,918万6,000円減少することができております。引き続き、財政の長期的な視点から、繰上償還の実施を検討していきたいと考えております。

次に、ナンバー8は一般会計町債償還費（利子）ですが、予算額は町債現在高の減少に伴いまして毎年減少してございます。

最後に、ナンバー9は予備費ですが、予算額

は前年度と同額の500万円を計上してございます。

以上で、財政課の説明を終了いたしますけれども、追加要求資料で説明を求められております、各種大型事業の実施を反映した今後10年間の財政推計資料につきましては、現在作成しておりますので、作成次第、改めて御説明いたしますので、その点について御承願いたします。

以上、審査のほどよろしく御願いたします。

○川上委員長 財政課長、ありがとうございました。

それでは、これより、財政課に対する質疑を行います。

平松委員。

○平松委員 ナンバー1、役務費の中に郵便料というのがあって、前年度と同額ということなのですが、郵便料がかなり上がりますよね。それをその同額しか見ていないということは、例えば不要なものをもっと増やすとかね、出さなくてもよさそうなものをきちんと洗い出しをして減らす、そういう見直しなどを前提にされているのか。例えば我々議員などにも、後払いの封筒で送られてくることがあるのですが、極力関係者にはメールを送るだとか、そういう削減に対して、きちんとしたお考えを持っていただけるのかどうかをお伺いをしたい。

それから、ちょっとこれ聞くだけになるのですが、ナンバー7で、新野菜広域流通施設整備費用の負担金が3,600万円とあるのですが、これは農協からうちに戻ってくるお金なのですか。ちょっとどういう趣旨のお金なのかの説明をお願いします。

以上、2点です。

○川上委員長 財政課長。

○青山財政課長 ナンバー1の郵便料につきましては、今年につきましても1,830万円の予算を計上しております。こちら本年10月1日から郵便料が改定することにつきましては、こちらのほうでも把握しておりますが、予算段階でどの程度の郵便料金が上がるか、もしくはどのくらいの影響があるかということにつきま

しては、なかなかその影響額をこの予算に反映することは難しいことから、今回は前年度と同額としておりますが、事業の内容、種類によっては、例えば特定の事業があれば、特定の事業のほうにも郵便料が計上されておりますし、今回みたく定額給付金みたいなものは別立てで郵便料とかを計上しておりますけれども、コロナ禍のときにはイベントがないものについては、この予算でも十分確保というか間に合ったところが、事業の開始に伴いまして、この郵便料がこの予算では足りないという場合もあります。これはその状況に応じながら、不足する分については補正などで対応していくとか、もしくは余るようであれば、このまま経費の節減を続けながら、この予算で進めていくとかというふうになりますけれども、現在極力その郵便の手配についてはメールなどで代用しておりますけれども、どうしても各家庭に送らなければならないものにつきましては、必要な部分の郵便料金を計上してございます。

また、ナンバー7の償還費で発生しています、新野菜広域流通施設整備費用負担金は、こちらは平成30年か令和元年か、そこら辺に整備した予冷庫の建設に伴って、これは農協が使用料としてお支払いしていただく分を、起債の償還財源として充てているというものになりますので、こちらのほうについてはその旨御理解いただきたいと思います。

以上です。

○川上委員長 平松委員。

○平松委員 一般家庭に送る分で、これは減らしようがないというお考えなのでしょうけれども、結構要らないものはあるような気がするのですけれどもね。それから急がないものは二つ、三つまとめて送るだとか、やはり工夫が必要だと思うのですけれども、こういうことはどうしてもふだんやっていけばそのままという形になりますから、さっき中川議員も聞いてましたけれども、職員として事務仕事を減らすというのは、特に公務員にとっては一番必要な仕事ではないかなと私かねがね思ってますよ。仕事のための仕事みたいなものが多いと私は思いま

す。ですから、そういうことも時間を設けて、どうやったらこういう経費が削減できるかとか、そういうことはぜひぜひやっていただきたいなと思うのです。一番分かりやすいのはこの郵便関係の料金、どうやればまとめて減らせるかというのは、皆さん割と具体の案を出しやすいと思いますので、ぜひその辺見直しをお願いしたいなと思っています。まして、その郵便料金がとんでもなく上がりますからね、ぜひお願いしたいと思います。もしお考えあるのでしたらお願いします。

○川上委員長 財政課長。

○青山財政課長 平松議員からのそういうような、常日頃から経費の見直しについてということになりますけれども、こちら郵便料ばかりではなくその上の電話料金、そういうものについても、いろいろと経費の節減を図りながら、もしくは職員に対してもその旨の周知をしながらやっていきたいと思っております。

郵便料、ほかにも電話料、事務的経費の削減については、こちら財政課もしくは全ての役場の事務に共通する職員もそういう認識で携わっていただきたいというのは、こちらのほうの願いでもありますので、その旨の周知も徹底してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○川上委員長 ほかにございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○川上委員長 それでは、質疑を終わります。

以上で、財政課に対する審査を終了いたします。

財政課長、御苦労さまでございました。

暫時休憩します。

午前10時55分 休憩

午前11時10分 再開

○川上委員長 それでは、休憩前に引き続き、再開いたします。

次に、情報防災課の審査を行います。

情報防災課長、御苦労さまでございます。

早速でございますが、予算書及び提出資料に基づきまして、説明をお願いいたします。

情報防災課長。

○庭田情報防災課長 それでは、資料に沿ってご説明いたします。

ナンバー1は、町有バス管理費です。18節負担金、補助及び交付金で、福祉有償運送運転者講習を令和5年度に運転手2名とも受講済みのため、予算計上が必要となったこと以外は従前と大きな変更はなく、記載のとおりです。

ナンバー2は、公用車一括管理費です。17節備品購入費において、令和5年度に北海道備荒資金譲渡事業を活用して購入したミニバンタイプの公用車1台について、元金の支払いが始まるため75万8,000円増加しております。また、車検の該当年度となる公用車が少ないため、修繕料、損害保険料、自動車重量税が減額となっております。

その他は従前と大きな変更はなく、記載のとおりです。

次のページにお移り願います。

ナンバー3は、電算管理費です。12節委託料の一番下、総合行政情報システム標準化委託料として、新規に2,504万1,000円計上しております。これは基幹業務システムの仕様を令和7年度までに国が示す標準仕様に移行するもので、移行のための全体としては、現在のところ約2億700万円程度を見込んでおり、そのうち令和6年度はこの金額を計上しております。

また、18節負担金、補助及び交付金において、共同システム等運用負担金が国の中間サーバー更新による負担金増のため、390万8,000円の増額となっております。こちらについては、歳入のほうの特定財源の一番上、社会保障・税番号システム整備費補助金にて補助されます。

その他は従前と大きな変更はなく、記載のとおりです。

次のページにお移り願います。

ナンバー4の光ケーブル設置管理費です。こちらは従前と増減はなく、記載のとおりでございます。

その下の、ナンバー5の消防施設費について

も、従前と大きな変更はなく、記載のとおりでございます。

次のページにお移り願います。

ナンバー6の災害対策費です。こちらも従前と大きな変更はなく、記載のとおりとなっております。

次のページにお移り願います。

ナンバー7の防災行政無線管理費です。1節報酬と8節旅費において、委員会開催に備えて予算を計上させていただいております。それ以外は従前と大きな変更はなく、記載のとおりです。

最後になりますが、ナンバー8の国民保護対策費です。こちらも従前と大きな変更はなく、記載のとおりです。

以上、簡単ではございますが、私からの説明となります。御審議のほどよろしく申し上げます。

○川上委員長 情報防災課長、ありがとうございました。

それでは、これより質疑に移ります。

平松委員。

○平松委員 何点かあります。

まず、ナンバー3、今御説明がありましたけれども、総合行政情報システムの標準化に向けて、2,500万円というお金がかかるのですが、これはトータルでは2億700万円とおっしゃいましたか、その一部ということなのですか。けれども、これは各自治体が負担するものなのですか。それとも国からそれに見合うものが来るのかどうか、ちょっとその説明をお願いしたいと思います。

それと、この情報システムの利用料というのが3,600万円、1年分にかかるのでしょうかけれども、よく分からないのですけれども、これはこれだけのシステムの利用料なのですか。ちょっとこの総合行政情報システムというものを、一回説明してください。何かいろいろコンピューターを使うと、それぞれお金がかかるのでしょうかけれども、何かこれだけのシステムはあるのですかね。ちょっとそれをお願いしたいと思います。

それから、その下に17番ですけれども、備品の購入費、この中に電算用の備品購入費というのが460万円計上されています。リースをしたり、購入をしたり、どうもどこで分けているのかよく分からないのですけれども、これは町が買い取ったほうが安いのでこういうふうにしている。これは更新が頻繁にあるのでリースしていますとか、何かそこら辺のことを、ちょっと我々に分かるように説明をお願いしたいと思います。

何かいつもこういう金額がどんどんどんどん毎年出てきては、更新だとか何とかと2億円、3億円のお金になります、トータルすれば。何気なく今までは承認をしていましたけれども、本当に全部必要なかどうか、少し疑問な気持ちもありますので、分かりやすく説明をお願いしたいと思います。

次のページのナンバー4ですが、これの13、光ケーブル経路電柱等借上料というのがありますが、光ケーブルは今度七飯町からNTTのほうに無償で譲与するというので、こういったお金は発生しないものかというふうに全員協議会で思ったのですが、何かこうやってお金が発生してきているというのは、ちょっとこれもすみません、もう一度説明をお願いしたいと思います。

それから一つ飛びまして、ナンバー7、防災行政無線施設、随分とお金をかけてつくったシステムですが、今朝の新聞読みましたら、防災無線がもう半分くらい使えなくなっていると、能登半島のほうですけれどもね。そもそもが電柱建てるような設計をしてつくったものかと思うのですけれども、災害対応というのはどんなふうになっているのか。それから、例えば電気が止まったときには、もうそこに何かバッテリーが入っていて何時間か動きますとかと、そういう仕組みになっているのか、その辺の説明をお願いしたいと思います。

以上です。

○川上委員長 情報防災課長。

○庭田情報防災課長 それでは、順次お答えしてまいります。

まず、ナンバー3の標準化委託料に対する補助なのですけれども、国からの補助、大体移行の経費、今年度だけではなくて全体で2億6,577万9,000円というのを今現在見込んでおりまして、この経費に係る国からの補助金としては、現在のところ約1億9,300万円という内示がこのたびありましたので、その分に関しては国から補助される見込みとなっております。ですので、町の単費としては差引き1,400万円程度発生する見込みとなります。

こちらに関して、利用料なのですけれども、総合行政情報システム利用料というのが、こちらの総合行政情報システムを使用させていただいているのかかかっている利用料でして、こちら町の全体で各課で、例えば住民記録、戸籍、選挙人名簿管理、固定資産税、税関係ですね、固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税、就学援助、国民年金、後期高齢者ですとか、介護保険とか、あと障がい者福祉、健康管理システム、児童手当、子ども・子育て、印鑑登録などを電算で処理しておりまして、そのシステムを現在はそれぞれの市町村が独自に、それぞれのベンダーさんという業者さんをお願いしてシステムをつくって入れてもらって、その利用料をこのように支払っていることなのですけれども、それだと効率が悪いということで、国のほうでこれを標準化といいまして、国の統一したシステムでつくりましょうというのを現在進められておりまして、それを令和7年度末までに行わなければいけない、その仕様にそろえなければいけないということで、そのための費用として2,504万1,000円が令和6年度に発生するという事となっております。

続きまして、備品購入費なのですけれども、こちらもリースと購入ですとか、物によっていろいろ分かれるのですけれども、例えばライセンスが発生したりですとか、更新が頻繁に発生するものに関してはリースのほうが得だとか、あとこれは購入したほうがいいだかというふうにそれぞれ精査した上で、町として負担が少

ない方法で購入とリースを分けてございます。

続きまして、ナンバー4です。光ケーブルの使用料及び賃借料なのですけれども、この光ケーブル譲渡するのは来年度、令和6年度末を予定しております。なので、この借上料ですとか、この経費がかかるのも令和6年度、このまま譲渡、譲与が終われば、令和6年度が最後という見込みとなっております。

あとは、最後、ナンバー7の災害対応なのですけれども、こちらの防災行政無線システムなのですけれども、当町で使用しているシステムというのが携帯電話網を使っているシステムでございます。直接携帯電話の電波を利用して、各スピーカーですとか、各御自宅に配付している個別受信機ですとかに情報を配信するようなものとなっております。当然携帯電話網が停電してしまうと使えなくなってしまうのですけれども、そちらは携帯電話会社、NTTドコモさんなのですけれども、その携帯電話のほうで発信機のほうに電源車などを配備して、早急に復旧できるように、もし停電があったとしても早急に復旧できるように努めていただけたらと思いますので、そのような対応となります。

以上です。

○川上委員長 平松委員。

○平松委員 もう一度、総合行政情報システムのことですけれども、確かに前は東芝だとかそういうところでやっていたものですよね。これが統一されたということで、それを使うために利用料が発生して3,600万円も払うと。これは毎年払っていくのでしょうけれども、国の仕組みでそれに合わせて使う。確か前は自分たちでやったときは1,000万円台だったような気がするのですけれども、ちょっと定かではないのですけれども、えらい高いなと思うのですけれども、国のためにやる仕組みを、我々が負担をするという考え方が何となく納得いかない気もするのですけれども、けちつけてもしょうがないのでしょうけれども、こういうものをもっと安くできませんとか、そういう交渉みたいなことはできるのですかね。

それと、17番のところで総合情報システム

機器譲渡取得費というのがありますけれども、結局、仕組みに使う機械は買わなければ駄目なのですか、我々が。これは今590万円弱の予算ですけれども、今動いている機械というのはそれも買ったのですか。また、追加でこの600万円近いお金でまた買わなければ駄目ということなのではいでしょうかね。ちょっとこの説明を。

それから、ナンバー7の防災無線のことなのですけれども、お聞きしたいのは、あれだけの高さにスピーカーが立っていて、下の基礎は工事しているときに見たのですけれども、多分普通の台風だとか、そういうときに倒れないような基礎のように見えました。違うのかもしれませんが、ある程度の地震にも耐えるのかもしれませんが。お聞きしたいのは、携帯電話の仕組みは携帯電話の電波が飛んでいけば、それはいいでしょう。ところが、あれが斜めになってしまって線が切れたとかといったときに、スピーカーは鳴らなくなりますよね、電気がなければ。そのときの仕組みをどういうふうになっているのかという説明をお願いしたいと思います。

以上です。

○川上委員長 情報防災課長。

○庭田情報防災課長 まず、総合行政情報システムの利用料なのですけれども、こちらで、国のほうで進めようとしているのはコストダウンのためといいますか、それぞれ各自自治体がそれぞれいろいろな業者さんに頼んでシステムを構築してもらって、それぞれでやっているのを効率が悪いですので効率化のために、スケールメリットを行うために標準化というのを目指しております。

です。こちらの標準化が実施されましたら、ランニングコストというのはまだはっきりしたものは出てないのですけれども、コストとしては下がる可能性はあるというふうに考えております。

あと、この交渉ですね、こちらも今度標準化ということになると、国からのシステム利用料ということになるので、逆に今行っている業者

さん、それぞれの業者さんとの対応ではなくなりますので、標準化になると国と交渉というのはなかなか難しいのかなというふうに考えておりますけれども、逆に国のほうでこの標準化に関して市町村の負担が大きくなるように、国のほうから、国の標準システムをつくる業者さんのほうにお願いしたりですとか、あとはこの移行に係るお金に関して、ちょっと定かではないのですが、そういうことも考えられるというふうに情報としては入っております。いずれにしてもまだ確定したものではないので、変更される場合もあるのですが、御理解願います。

あと、譲渡取得費ですね。こちらが、この譲渡取得費588万9,000円というのが、令和3年度にパソコン67台外周辺機器を2,351万8,000円で購入したものの償還金というふうになっております。約4年で償還しているものになるのですが、国のほうで標準化を進めているのは、あくまでもシステムそのものでして、この機器に関してはやはり各自治体で購入すると、購入あるいはリースするというふうになっております。

あと、続きまして、防災行政無線のスピーカーの基礎についての御質問かと思うのですが、防災行政無線の各スピーカーにはバッテリーが搭載されておまして、ある程度はスピーカー自体に電気が来なくなっても、スピーカーが倒れてしまったら、スピーカーの音が出るそのものが壊れてしまったら音は出ませんけれども、停電に関して言えば、ある程度の時間はバッテリーでもつというふうに考えております。

以上です。

○川上委員長 ほかにございますか。

稲垣委員。

○稲垣委員 ナンバー1の町有バスの件なのですが、お子さんたちが全道大会に行ったりとか、対外試合に行ったりとかしたいなと思ったときに、なかなか取れないというふうなことをちょっと聞いたことがありまして、せつ

かく頑張って勝って全道大会とか行けるときに、町のバスを使えたらいいなというふうには思うのですが、結局もちろん予定が入っていて使えないということもあるのですが、その子どもたちを応援するような形で、全道大会とかというときには優先的に使えるようなことができないかなと思ひまして、よろしくお祈りいたします。

○川上委員長 情報防災課長。

○庭田情報防災課長 町有バスの関係ですが、まず要項上そもそも、町が行政執行上、会議、視察及び研修等を行う場合、町が主催する事業等で使用をする場合というのが大前提になっておまして、あとは町立の学校の事業ですとか、その三つ、前3号の利用がない限り、空いている場合は、町民の皆様に使っていただけるというものになっておまして、こちらの今言った町の事業ですとかそういうのは申込み、予約の期限、何か月前とかはないのですが、それ以外の団体は、町内会さんですとか、実は3か月前にならないと予約ができないという定めがありまして、なので、3か月前になったから、団体さんのほうで予約しようとする、もう町の事業が前からその日付入っている、もうお貸しできませんという状況が度々発生しております。こちら、町のお子さん、スポーツ団体さんなどに、もうどんどん空いている限り使っていただきたいのですが、そのように町の事業が先に入っている場合が多いので、その場合はどうしてもお断りするというふうになってしまひまして、町のスポーツ団体ですと、バスの代わりにスポーツ振興課のほうから補助等をお出しして、その補助のほうで民間のバスを借りていただくですとか、そういった方法が考えられるのですが、どうしてもその部分に関しては町の事業を優先されてしまうということで、御理解願いたいと思ひます。

以上です。

○川上委員長 稲垣委員。

○稲垣委員 もちろん町のときをずらしてほしいとか、そういうのではないのですが、

例えばですけれども、もしずらせるようなものであれば、何かそういうお子さんたちを優先できたらいいというのが、やっぱり対外試合とかですと、対外試合ではなくて全道大会ですと、やっぱり勝つか負けるか分からないので、結局申込みが直前になってしまうということがありますので、もしもそういうふうな検討ができるのであればと思います。

○川上委員長 情報防災課長。

○庭田情報防災課長 そうですね。大会ですと、結局地区の大会の結果次第で全道に行くかどうかというのは分からないと思うので、なかなか前もって予約というのは難しいと思いますので、なるべく柔軟に対応できるように担当課としても考えてまいりたいと思いますので、御理解よろしくをお願いします。

○川上委員長 ほかにございますか。

上野委員。

○上野委員 ナンバー3ですね。ナンバー3の18節コンビニ証明書交付全国センター負担金70万円ということになっておりますけれども、現在、町内に何か所も配置されているコンビニが様々な業務ができると。特に銀行での関係の仕事ですね。それから各種の支払いもできますし、七飯町でも従来役場庁舎でやっていたような、こういう証明書の発行みたいなことまでやれるようになりまして、非常に便利になってきております。そういう中で、今回、このコンビニでの証明書発行、これは今どんな内容で行われているのか、まずお伺いします。

○川上委員長 情報防災課長。

○庭田情報防災課長 すみません。ちょっと今、手元に資料が持ち合わせてないのですけれども、住民票、印鑑登録証明書は間違いなく発行可能です。ちょっとそれ以外の部分に関しては申し訳ありません、手元に資料がないので。

○川上委員長 上野委員、後日といいますか、でき次第、手元に渡すということによろしいですか。今ちょっと把握しきれてない状況なので。

○上野委員 後で文書で出していただきたいというのが一つ。

そのほかにちょっとお伺いします。

今回、この負担金、上限なしということでありますけれども、これは町内に散在するコンビニ、全部に対してのそういう負担ということだとは思いますが、町内では何か所のコンビニが対象になっているのかと、それからもう一つ、変化なしという、負担金に変化がないわけですが、これは利用料の増減にかかわらず一定の金額になっているのかということと、それからもう一つは、コンビニでこういった証明書が発行できるようになって便利になってきているわけですが、これは役場庁舎だけで行っていたときに比べて、実際のその割合といいますか、コンビニで利用されているその割合はどのくらいなのかと、そういったことをちょっとお伺いしたいなと思っています。

○川上委員長 情報防災課長。

○庭田情報防災課長 まず、コンビニの町内何か所かという御質問なのですが、町内コンビニエンスストアの全てのコンビニエンスストアで利用は可能となっております。コンビニエンス、種類何種類かあると思うのですが、どのコンビニエンスストアでも利用可能で、ちょっと箇所の数、コンビニの数まではすみません、手元に資料がございませんので、必要であれば後日お出しします。

あと、この利用料が70万円なのですが、こちらは負担金としてお支払いしているものと、あとは、こちら発行の際の手数料というのがかかりまして、例えば住民がどこかのコンビニで手数料300円ないしは400円の手数料を払って、それを証明書を発行してもらって、その住民の方が払った手数料のうち、ちょっと金額定かではないのですが、百何十円という手数料がこのシステムのほうに差し引かれた金額が、町のほうに入ってきているというふうに住じ上げております。

あと、こちらの具体的な証明書の発行の枚数ですとか、こちらのほうは、当課所管課ではないので、情報防災課のほうで正確に把握している数字はちょっと持ち合わせておりませんので、御容赦願いたいと思います。

以上です。

○川上委員長 上野委員。

○上野委員 今の利用状況といいますか、これが把握できないということですが、情報防災課ではそういった情報が把握できない状況になっているということですか。それとも、今この場では答えられないけれども、それについては後で先ほど言った資料を出すときに一緒に出せるということでしょうか。

○川上委員長 情報防災課長。

○庭田情報防災課長 情報防災課では今現在手元にもございませんけれども、こちらの証明書につきましては、住民課のほうで事務をやっておりますので、コンビニで何件証明書を発行しているのですとか、幾らの手数料を……。

○川上委員長 今、住民課という話がありますので、住民課の予算のときにはそういうの出てこないでしょうか。住民課のときに資料要求か何かお願いしてよろしいですか。住民課の審査のときに。

上野委員。

○上野委員 住民課のほうでこういった手数料という形ではおそらく出てないと。ここに書いてありますのでね。できれば、今資料を出すときに、そういう部分も含めて出していただければと思います。よろしいでしょうか。

○川上委員長 情報防災課長。

○庭田情報防災課長 証明書の枚数に関しては、住民課のほうでデータの情報は持っていますので、うちのほうで支払っているのはあくまでも負担金ということで、具体的な証明書の発行枚数ですとか、それに関して徴収された手数料の金額ですとかは住民課で持っていますので、そちらに関しての資料はすぐに私の情報防災課のほうでも入手することはできますので、情報防災課からでも、住民課からでもお出しはできます。後日お出ししたいと思います。よろしくお願ひします。

○川上委員長 ほかにございますか。

池田委員。

○池田委員 それでは、町有バスの件でちょっと同僚議員が今質問をしていて、これからコロ

ナが収まって、結構やはり町有バスを使いたいという団体さん、そういう部分が多くなってくると思うのですよ。そしてやはり、運動のほうも、学校のほうも結構そういうので全道大会相当行くことが数多くなってくると思うのですけれども、たしか過去に、町有バスとダブルングした場合には、町のほうで補填してくれたようなこともあったと思うのですけれども、そういうような内規みたいなのがあるのですか。

また、そういう手続きをするのであれば、情報防災課のほうに言うのか、それとも教育委員会のほうに言うのか、その辺ちょっと教えてもらいたいです。

○川上委員長 情報防災課長。

○庭田情報防災課長 すみません。ちょっと私のほうで過去の経緯は押さえておりませんが、現在はバス取れなかった場合に関する、それに対する補填の補助という手続、制度は設けてございません。先ほども言いましたが、スポーツ振興課のほうから出る補助金ですね。全道大会ですとか、そういったときの補助金で民間のバスを利用していただくという形になると思います。

以上です。

○川上委員長 ほかにございますか。

中川委員。

○中川委員 ナンバー7の防災無線の関係だったのですが、先ほど同僚議員からもありましたけれども、今日の新聞でしたか、朝刊でしたかな。能登半島の防災無線使えなくなったというのが載ってましたけれども、それは先ほどのやり取りでも、基地局のバッテリー、要は停電でそのバッテリーが駄目になったということだと思うのですが、うちの場合は携帯電話の電波ということだったので、そもそも携帯電話が、能登半島のときもそうですし、東日本大震災のときも携帯電話がまず使えなくなったということがありますね。うちの防災無線は携帯電話の電波を利用している防災無線ということなので、まずそこが大丈夫なのかなということをお願いします。

○川上委員長 情報防災課長。

○庭田情報防災課長 議員おっしゃられるとおり、うちの防災行政無線は携帯電話網を利用した無線となっております、当然、携帯電話網そのものがパンクしてしまえば、使えないことにはなるという状況です。

以上です。

○川上委員長 中川委員。

○中川委員 そうであれば、多額の金額をかけて整備したばかりですけれども、やっぱり今、地震がどこでも起きてきていて、大震災が来なければ一番いいのですけれども、来たときに、やっぱりすぐアナウンスできるだとか、もしくは本当にひどい状態になったときでも、町民に対して情報を出せるような環境をまず考えなければいけないと思うのですよ。そのための防災無線で整備してきたと思うのですけれども、携帯電話が使えなくなったら使えなくなるというのであれば、はっきり言って災害時に機能しないということになってしまいますよね。だから、そこら辺をどう考えて、今回予算委員会ですから、決算ではないのでちょっとあれなのですけれども、これだけ能登半島のそういう状況、携帯電話使えないとか防災無線の環境のこういうふうになっているという情報というのは、僕らも、今日はたまたま新聞に載りましたけれども、1月、2月の経過の中で、うちが同じような状況になったら使えるのか使えないのかというのも多分精査していると思うのですよ。その中で、どうしなければならないというような予算とかはこれに出てきているのですか。

○川上委員長 情報防災課長。

○庭田情報防災課長 そちらの携帯電話網、携帯電話の対策に関する予算というのは、こちらの今回の予算には特に反映されて、特に計上させていただいております。

携帯電話なのですけれども、能登半島のときも携帯電話網がパンクしたということで使えなくなったという状況はあったのですけれども、うちのほうでこちらの業者さんのほうにも確認は取ったのですけれども、もしそういうような状況が生じたとしても、移動基地局という、そういうもので対応は可能で、瞬時に駆けつけ

てくれるかどうかは分からないのですけれども、そういったもので対応は可能だというふうには回答は得ております。

以上です

○川上委員長 中川委員。

○中川委員 移動基地局、車の基地局だと思うのですけれども、この函館周辺に何台くらいあるのですか。

○川上委員長 情報防災課長。

○庭田情報防災課長 先日聞いた際には、函館周辺に1台というふう聞いておりました。

以上です。

○川上委員長 中川委員。

○中川委員 その車の基地局のレベルが、どれくらい電波を発しているのか。要は函館に1台あって、函館、北斗、七飯もある程度カバーできるくらいの電波を発しているのか。もしくは車の近くだけというふうになるのか、その辺はどうなのですか。

○川上委員長 情報防災課長。

○庭田情報防災課長 申し訳ありません。その移動基地局1台がどのくらいのエリアカバーできるかについて、今ちょっと手元に資料ないのですけれども、もし足りない場合は、北海道、あとそのほかに苫小牧ですとか札幌にも何台か、2台とか3台とかあるというふう聞いておまして、もし不足する場合は、そちらからも駆けつけていただけるというふうには聞いております。

以上です。

○川上委員長 中川委員。

○中川委員 そもそも防災無線を携帯電話の電波で、うちのまちは整備しましたけれども、能登半島だとかいろいろなそういう震災の事例を見た中で、うちの七飯町の防災無線は、これこのままでいいのかというのも思う方も出てくると思うのですよ。例えば、電波に対しても携帯電話の電波なのか、消防だとかそういうところで使っている、何というのですか、何系というのでしたか、山の電波を飛ばしている電波を使うとか、そういうそもそもの問題でちょっと不安になる方も多いと思うのですよ。その辺、い

かがですか。

○川上委員長 情報防災課長。

○庭田情報防災課長 当町の防災行政無線は携帯電話の電波網を使うということで、以前当町で使っていたような、いわゆる直接電波を役場ですとか、そういったところから直接スピーカーなどに真っすぐ飛ばすようなものにはなっておりません。携帯電話の電波網という既存のインフラを使うようなシステムになっておりまして、そちらに関しては携帯電波網自体がダウンしてしまうと、確かに使えなくなってしまうのですけれども、先ほど言ったようにその既存のインフラに関しては、そういったことのないように既存の携帯電話会社のほうで整備はしていただいていると思うので、またその復旧に関しても、そちらのほうで迅速に行えるものと思っておりますので、現在のところすぐに能登半島の地震を受けて、今のシステムを更新するですとかという考えは、現在のところは町としては持っておりませんので、御理解いただきたいと思います。

以上です。

○川上委員長 中川委員。

○中川委員 立地的に七飯町はまだ恵まれているほうで地盤も硬いし、海からも高さがある町ということで、災害が起きたとき、逆に言うと七飯町が大災害に見舞われるときというのは、近隣も同じく災害が起きているというふうな想定になると思うのですよ。そのときに民間の電波の会社さんが対応してくれると言っていましたという今の説明でも、本当に大丈夫なのかというふうに思うのですけれども、想定として、災害にある意味では強いまちという立ち位置の七飯町でありますよね、地盤がよくてという。そういった中で、その七飯町がそういう大震災に見舞われたことを想定したときに、本当にその電波会社さんが何とか対応しますよと言ってくれている、できる状況にあるのですかね。

○川上委員長 情報防災課長。

○庭田情報防災課長 そもそも災害対策に関しては、どこまでやったら絶対大丈夫という基準というものもなく、やればやるほど切りがない、

幾らお金かけても100%大丈夫ですよということもなく、限られた予算の中ででき得る最大限の一番いいと思うものを考えさせていただいて、このようにやっております、今の防災行政無線で大丈夫ですかと、本当に絶対100%大丈夫ですかと言われると、それは100%大丈夫ですというお返事はできないのですけれども、現状といたしますか、システム更新したのが2年前なのですけれども、その時点で考えられる一番いいものをということで、こちらのシステムを入れておりますので、そのような御回答しかできないのですけれども、御理解願いたいと思います。

以上です。

○川上委員長 中川委員。

○中川委員 これ整備したときも、議会ともいろいろ結構議論あったと思うのですけれども、議会からも結構これ指摘されていたと思うのですよ。携帯電話の電波でやるのであれば、まさに今回今議論してる内容、災害時に電波使えるのかとかというのも出ていたと思うのですよ。だけれども、当時たしか町のほうの説明では、災害時もしっかりそれは対応できるのだということの答弁があったものですから、議会の皆さん方もそういう対応をきちんとしっかりできるのであればということだと思ったのですけれども、ただ今回能登半島の地震を見ると、いろいろな報道等でこのように電波がなくなって、各社、1社のみならずそういう電波会社さんがほとんど使えなくなったりというので、様々な対応は実際に行っておりますけれども、船上基地局船とか船を出していただいととかという、しっかり対応はされているのですけれども、実際にそれまでの間、今のうちの防災無線の機能でいくと、平時、平常時に様々なアナウンスだとか、今で言えば時報なのかな、5時になれば音楽鳴ったりとか、そういうのでは使われてますけれども、本来の防災行政無線という肝腎なところで使えなくなるというのが、能登半島の震災でうちの防災無線はちょっとまずいなというのが分かりましたよね。分かった中で、この1月から2月、3月、予算編成のときだと思う

のですけれども、予算編成のときに1月震災起こって、これうちの防災無線大丈夫かと議論になっていたはずなのですよ。だから、例えば移動電波車が事業者さんが持っているとかというのであれば、例えばうちでもそういうのに似たような何かすぐ借りられるような取組をしてるとか、もしくはそういう車を増やしてくれとかというやり取りとかするなり、ここの予算にそういった災害時にも使えるような仕組み、取組をした予算が上がってくるとか、そういうものがあるべきだと思うのですよ。

口頭では、町長もいろいろな団体のところで能登半島の震災があって、やっぱりこの防災のこともやっていかなければいけないとかいろいろなところで、町長限らず皆さんおっしゃってますけれども、そういうのが実際に予算化されないと意味ないではないですか。

だから、今すぐ今回の3月の予算にはできなかつたけれども、例えば改善していくとかという、そういう考えがあって、その都度補正予算で組んでいくとかという意味合いがあるのであれば分かるのですけれども、今の答弁でいきますと、事業者さんが1台、函館近郊に1台あるので対応していくというので大丈夫だと思いますという答弁だったので、それではちょっと町民の人たちも皆さん不安になると思うのですよ。実際にここの避難所に行ってくださいと、こっちは食料があるからと、それを教えたくても今度は教えられないとか、その役割を果たすのが防災無線ではないですか。これはふだんは使わないけれども、一番重要なものになってくると思うのですよ。やっぱりそういう考え方をもう少しちょっと示したほうが良いと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○川上委員長 情報防災課長。

○庭田情報防災課長 まず、先ほどちょっと説明漏れをしていたのが1点ありまして、携帯電話網がパンクすると防災行政無線がそのまますぐ使えなくなるような話し方をしてしまったのですけれども、こちらの当町で使用している防災行政無線の回線というのは、アクセスプレミアム回線と言いまして、普通の皆さんが使ってい

る携帯電話回線と別の専用回線を使用しているものになります。ですので、能登半島地震ですとか、その際に携帯電話が繋がらなくなったというのは、一般の方の携帯電話だと思ふのですけれども、こちらの当町で使用している回線は一般の方とは別ですので、そちらのほうに関しては特別な回線なので、そっちも使えなくなる、そちらよりは専用回線なので、幅ですとか帯域ですとかが大きいので、ある程度は幅は持っておりますという説明をしております。

今後、能登半島地震を受けて今回携帯電話網もパンクして、当町の防災無線が本当に機能するのかといった件に関しては、今回の予算には、申し訳ありませんが反映はされていないのですけれども、今後、ああいったことがあってもきちんと運用できるように、今後検討していきたいと思ふしますので、御理解願いたいと思ふます。

以上です。

○川上委員長 中川委員、まだ再質問ありますか。

では、暫時休憩します。

午後1時、再開いたします。

午後 0時00分 休憩

午後 0時58分 再開

○川上委員長 それでは、休憩前に引き続き、再開いたします。

情報防災課長への質疑から始めます。

中川委員。

○中川委員 先ほどの課長の答弁の中で、携帯電話の電波ではなくてプレミアムの電波を使っているから、それなので大丈夫だみたいなお答えがあったのですけれども、それであればそういうときでも使えるという解釈でよろしいのですか。

○川上委員長 情報防災課長。

○庭田情報防災課長 先ほど説明しました携帯電話の回線なのですけれども、一般の方が使っている回線とは別のアクセスプレミアム回線というものを使っておりますけれども、こちらも

携帯電話の回線であることには変わりありませんので、例えば携帯電話の基地局そのものがもう止まってしまった、駄目になってしまった場合は、プレミアム回線に関する使用はできなくなるというふうに考えております。

以上です。

○川上委員長 中川委員。

○中川委員 そうしたら、そういう状況に陥ったときに、しっかり事業者さんというのですか、電波の会社さんと災害時等々を想定して対策を組んでいくべきだと思いますけれども、その辺についていかがですか。

○川上委員長 情報防災課長。

○庭田情報防災課長 今回、能登半島地震を受けまして、携帯電話のほうも大分打撃を受けて通じなくなっていた部分もありましたので、今後携帯電話の事業者ともそのような基地局そのものが駄目になった場合ですとか、そういうようなことを、あらゆることを想定しまして、いち早く普及できるように携帯電話事業者と対策を今後検討していきたいと考えておりますので、御理解願います。

以上です。

○川上委員長 ほかに、質疑ございますか

平松委員。

○平松委員 1点だけお願いしたいのですが、ちょっと何番に該当するのかはっきりしないのですが、多分6番のところかと思うのです。この需用費131万2,000円ということで、いろいろな避難所に対する消耗品とかの予算が組まれているのですが、お聞きしたい内容は、函館市と七飯町は防災協定を結んでいる中に、函館市の避難所が使えなくて、いわゆる避難民です、それを受け入れるという協定は結んでいるのですよ。具体的なことは何にも書いてないですけども、それがどういうところで対応できるのか、あるいはそれに対する予算というのは何も項目としてはないのですけれども、こういうところで対応しているのかをちょっとお聞きしたいのです。例えば、七飯町民が利用しなくても、北斗なり函館から避難をしてきたときに、その人たちのためにこういうものをきちん

と用意していますという、そういう予算がどこら辺に盛り込まれているのかをお聞きしたいのですが、それは考えていないなら考えていないでもいいのですけれども、ちょっとお尋ねします。

○川上委員長 情報防災課長。

○庭田情報防災課長 函館市ですとか北斗市さん、その他、近隣市町村からの広域避難の受入れに関する御質問ですけれども、そういったことに対する特別な、それに対する予算というのは、現在のところ計上はしておりません。当町で普通に備蓄している備蓄品のほうを、そういった際は利用しようというふうに考えております。

このたび、今現在、函館市、北斗市、七飯町で災害の協力の協定は結んでおりまして、それとは別に広域避難の受入れということで、今後、まず北斗市をはじめとして広域避難の受入れの協定を現在進めているところでございます。

以上です。

○川上委員長 ほかにございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○川上委員長 それでは、情報防災課に対する質疑をこれで終わります。

情報防災課長、御苦労さまでございました。

それでは、引き続きまして、政策推進課の審査を行います。

政策推進課長、御苦労さまでございます。

早速でございますが、予算書及び提出資料に基づきまして、説明をお願いいたします。

政策推進課長。

○花巻政策推進課長 それでは、政策推進課より、令和6年度予算について御説明いたします。

共通様式を御覧ください。

ナンバー1は、広報費です。印刷単価高騰のため、広報ななえ印刷製本費が増額していますが、ほかは例年と大きな変更はなく、記載のとおりです。

ナンバー2は、企画費です。令和7年度に現在の第5次七飯町総合計画の期間が満了するた

め、令和6年度から第6次七飯町総合計画等の策定に向けた作業に入ります。そのための委託料として604万円を計上しております。また、それに関連して、総合開発振興計画審議会委員報酬と費用弁償を計上しております。ほかは例年と大きな変更はなく、記載のとおりです。

ナンバー3は、まちづくり政策事業費です。昨年は役務費で移住・定住関係人口拡大事業のため、PRのための地域活性PR広告料を計上していましたが、令和6年度はその広告料を減額し、移住・定住プロモーション事業を委託料として329万9,000円を計上しています。

負担金、補助及び交付金で、近年の申請件数の増加に合わせて、活力のあるまちづくり推進助成金を200万円増額しています。

ほかは例年と大きな変更はなく、記載のとおりです。

ナンバー4は、地域交通事業費です。負担金、補助及び交付金で、七飯町地域公共交通活性化協議会負担金は、令和5年度までは七飯町地域公共交通計画作成を委託したコンサル事業者と計画の進捗管理に向けた委託契約を締結しておりましたが、令和6年度からは委託契約を締結しないで、職員のみで対応し、新たに七飯町の公共交通の利用促進に資するパンフレットを作成することとしたため、364万8,000円の減額となっております。

また、地域間幹線系統外補助金は国、北海道、沿線自治体と協調して補助している路線バスの補助対象経費の増額が見込まれるため、100万円を増額したものです。

ほかは例年と大きな変更はなく、記載のとおりです。

ナンバー5は、交流推進費です。昨年は6月の第2回定例会において補正計上した中高校生海外交流派遣研修事業に係る報償費、旅費が増額となっているほか、昨年までは町長交際費で対応していました三木町関係者等来町等の消耗品費や賄費を交流推進費で計上しているため、増額となっています。ほかは例年と大きな変更

はなく、記載のとおりです。

ナンバー6は、国際交流公用車管理費です。昨年は車検実施に併せてリアフェンダーのさびの修繕に伴う自動車修繕料を計上しておりましたが、その分が減額となったほかは、例年と大きな変更はなく、記載のとおりです。

ナンバー7は、セミナーハウス指定管理費です。令和6年度からの指定管理料が増額となったほか、昨年実施した電気設備等改修工事費用が減額となっているほかは、例年と大きな変更はなく、記載のとおりです。

ナンバー8は、統計調査費です。令和6年度は、令和7年度の国勢調査に向けた調査区設定、全国家計向上調査、農林業センサス実施に係る差額分が増額となっておりますほかは、記載のとおりでございます。

説明は、以上でございます。よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

○川上委員長 ありがとうございます。

それでは、これより質疑を行います。

川村委員。

○川村委員 ちょっと1点だけ確認なのですが、共通様式ナンバー4の委託料の71万円。今回のこの実証実験はこれは令和6年度、要は7年3月までこれ実証実験やって、その後はどういう形になるのか。それともまだ7年度以降も実証実験という形を取ってやっていくのか、ちょっとその辺を教えてください。

○川上委員長 政策推進課長。

○花巻政策推進課長 実証実験の件ですけれども、今年の1月末から始めております実証実験ですが、1年間実証実験として行う予定ですので、令和7年1月末まで実証実験を行いました。その後につきましては現在の予定では、利用状況を見まして、本格運行に移行していく予定でございます。その際には、現在無料で実証実験を行っておりますけれども、利用者の方からは運賃を徴収して、通常の乗り合いの免許を取得して、本格運行に移行していくという予定で、現在作業を進めている最中でございます。

以上でございます。

○川上委員長 川村委員。

○川村委員 それであれば、問題なく終われば、来年の7年4月以降には、本格的に実施していくという認識でよろしいでしょうか。

○川上委員長 政策推進課長。

○花巻政策推進課長 令和7年2月で丸1年になります。2月から、1月末に始めておりますので、2月で丸1年になりますので、2月から本格運行に移行したいという予定で、現在進めております。

現在運行しておりますので、バスの中に職員が何度も同乗して、利用者の方と利用料金の設定についても、ちょっと御意見を伺いながら行っています。実際、決定に当たっては、もっと意見交換会だとかも開催する予定ですが、もおおむね今のところ利用している方からは、お金を払ってでもやっぱり乗り続けたいというようなお声をいただいているところでございます。

以上でございます。

○川上委員長 ほかにございますか。

平松委員。

○平松委員 いろいろあります。

まず、ナンバー2。私の一般質問でも、さんざんテーマにさせてもらいました。委託料、総合計画等調査策定業務委託料604万円。これが第6次ということで盛られているのですが、一般質問でもやり取りさんざんしましたけれども、結局、この計画は意味があるのですか。

それぞれの所管のところで、計画を立てて実施しますという答弁もらいましたよね。聞いてみましたでしょう。この計画で、この建物に幾ら、あの建物に幾らという具体例は何にもつくっていないのですよ。ただ、面積で国の係数を掛けて、それで百何十施設やると全部で200億円かかるだとかという、そういうことが基になっている、これ計画書なのですけれども、またそれにこの600万円もかけて、実は、例えばそのセミナーハウスの暖房が駄目になったから、これも直さなければ駄目だ。さんざん言いましたけれども、こういう計画立てるのであれば、調査をして、七飯町内の公共施設が今現在どうなっているのかをきちんと調べた上で計

画を立てなければ、何にも予算を組む意味がないと思うのですよ。この600万円、ただただ捨てるお金ではないですか。今までやってきたものが何にも役に立っていないのだから。その点についてちょっとお伺いをしたいと思います。

それからナンバー4。今、同僚議員が質問した件なのですが、大沼からの無料のバスを今実験していると。来年の2月からは有料になると。アンケートは取っていらっしゃるのでしょうか、無料だから乗るといふ人もいますよね。有料になったら乗らないのであれば、こういうものを実施しないほうがいいということにもなりかねないので、何度かきちんとここからここまで乗ったら幾らという具体的な数字を出して、それで利用者がどのくらいいるのかという推測をする必要があると思うのですけれども、そういう予定があるかどうかをお聞きしたい。

それから、その下のほうですけれども、地域間のバスですね。国と道と路線バスへの補助金を出していらっしゃる。これも今までずっとやっていらっしゃる事なのですけれども、今年は100万円増えてますね、今回は。バス会社が大変だから出すというのはそれは分かりますよ。バス路線がなくなったら大変だから補助を出すということなのでしょうけれども、このバス路線というのは、例えば今その地域交通などときちんとリンクさせて、このバス路線を支えるための仕組みというのにも考えないと。ただ単にバス路線にお金を出します。足りなくなってきたから、では今年また100万円増やします。利用者が増えないものに対して、そういう補助金に出していても、バスの利用者がどんどん減っていけば、結局赤字赤字で最後はなくなってしまいますよ。だから同じお金出すにしても、どういうふうにするかという収益を上げることにつなげていくかということも含めたきちんとした検討、そういう話合いが必要かと思うのですけれども、今までそういうことやってらっしゃるのかどうか。今後どうなのか。今分かる範囲でお答えください。

それから、ナンバー５。報償費のところ、海外交流派遣研修事業報償費４５４万６、０００円と、これが新たに盛られてますが、私はあまりこういうものにお金をかけるよりは、今いる子どもたちにもっといろいろな投資をしたほうが良いという基本的な考えを持っているのです。これを新たに盛った理由というのを、もう一度ちょっと説明をお願いしたい。どうしてもこのぐらいの金額が必要なのか、内訳をお願いしたいと思います。

これと同じです。それに関する旅費、多分これ同じものだと思うのですが、その説明もう一度、申し訳ないですが、お願いします。

それから、ナンバー七。セミナーハウスの指定管理料３、７３１万円、これが５７４万円増えていますね。この増やした理由をお願いしたいのと、そもそもこのセミナーハウスの指定管理の中に、設備の管理だとか責任を持った管理をさせている経費というのは見ていらっしゃるのですか。この最後の項目に、修繕工事が終了したというのが出ていますけれども、今まで思っていたのは、セミナーハウスの建物は町の建物ですから、何かあれば町がお金を出して管理してきているはずなのですよ。ところが、実際にそれを運用している人たちには責任がないのか、あるのか。これ使い方は大分違うと思うのですが、その説明をお願いしたいと思います。

以上です。

○川上委員長 政策推進課長。

○花巻政策推進課長 まず、総合計画についてなのですが、総合計画は１０年ごとに更新する町の最上位計画というふうな位置づけになってございます。今回は、総合計画に併せて、まち・ひと・しごと総合戦略、それと人口ビジョンも同時改定をする予定でございます。

平松委員、一般質問のときに、施設の長寿命化であるとか、検討であるとか、それについて、総合計画とリンクしてないのではないかと、この意味合いの御質問をして、やり取りをしていたかと思っております。

当然、総合計画ですので、この１０年の期間内にどういう施設を整備していくというのを、当然のせていきます。第５期のときにも、第５次のときにもそういうのはのっています。その中で、当然この施設については、耐用年数がもうこのぐらいに来ているのでそろそろ整備しなければいけないというのは、当然第５次でも同じような検討をしてつくっていたわけですが、一般質問で町長も答弁していたとおり、予想外の猛暑で学校にエアコンをつけるであるとか、危険な建物、学童保育の施設がちょっと危険なので早めに整備しなければいけないということで、当然１０年前に立てた計画とずれてきて、５年後にまた更新していますけれども、そこでもずれてきたということもございまして。しかし、また同じように、基本的にはこの総合計画が最上位計画になりますので、その策定に向けては、議員おっしゃっていたとおり、各施設の在り方、今現在現状どうなっているのか、そういうのは当然各課においても、調査、審査しながら、総合計画の検討委員会のテーブルの場に出てきて、それで策定をしていきますので、一応この総合計画が現在七飯町の最上位計画であって、議会基本条例の中においても、議決事項として総合計画の策定については指定をされておりますものから、総合計画の策定というのは必要なものであるというふうにご覧いただいております。

次に、利用者ですね。大沼のお出かけ号の利用者の増加だとか利用状況についての話合いというのは、当然これからやっていきますし、利用計画、今、週に３便でやっておりますので、火・水・木、週に３回やっております。その中でやっているのですが、当然利用者の方がどこから乗って、どこまで使ってというのは、今１か月たったところですが、集計も全部取っておりますし、毎回ではないですが、大体３回に１回ぐらい今のところ職員が同乗させていただいて、利用者の方のお声も聞かせていただいております。

先ほども申し上げましたけれども、乗っている方につきましては、先ほど、ただだから乗る

という方もいるというふうにおっしゃってましたけれども、現在乗っていただいている方については、お声を聞かせていただくと、大変助かるということで、やっぱり今無料で使わせてもらって大変助かっているけれども、やっぱり長続きしてほしいので、幾らかでもお金を払ってでも続けてほしいという声はいただいています。金額についても、例えば人によっては500円払ってもいいとか、1,000円払ってもいいという方もいらっしゃいます。ですので、乗っている方の声だけではなくて、地域の乗っていない方もいらっしゃると思いますので、地域の方との意見交換、公共交通計画をつくってから、毎年各地域で意見交換をさせていただいていますけれども、大沼につきましてもそのような意見交換は、特にこのバスの運用の在り方についてはさせていただくつもりでございます。

次に、バス路線の補助の話だと思います。この地域間幹線系統のバス補助というものは、国と北海道と沿線自治体が距離に応じて、国が半分、残りの半分为道と沿線自治体が距離に応じて補助しているものでございます。これは、国のルールに従って補助しているのですが、何でもかんでも補助の対象になるわけではなくて、乗車密度がある程度超えて、要は全く乗ってないバス路線が補助対象になるのではなくて、ある程度乗っているのだけれども、乗車密度、1キロ当たりの乗車人数が15人を切ってしまうて、なおかつ、まだある程度乗っている利用者が多いというふうに、集計上認められた人数のバス路線が補助対象になっているものでございます。

今回、対象になって増額が見込まれているのは、富岡線と言いまして、北斗駅から下通りを走って、旧道のほう、旧国道5号線ですね、旧道のほうを走って石川町に抜けて、石川町から富岡のほうに抜けて、赤川通を走って、五稜郭を走って、駅前バスセンターのほうに行く路線なのですけれども、この路線、スタートは北斗市、次に七飯町を走って、最後は函館市を通るのでございますけれども、距離としては七飯町を通る距

離が一番長いものですから、沿線自治体の中では七飯町の負担割合が一番多くて、それちょっと100万円ほど見込んでいたところなのですけれども、全然乗っている人がいないというよりは、むしろ今まで補助対象外だったので、乗車密度は15人以上クリアしていたのですけれども、コロナ禍で乗車人数が若干減ってきたことがありまして、コロナ特例で、去年までは15人切っても補助を出す路線にならなかったのですけれども、コロナ特例が切れてしまったものですから、令和6年度から地域間幹線系統の補助対象の路線になるということで、それが運輸局からの連絡で分かったものですから、100万円を増額しているというもので、それらのバスについての連結、乗車を、もちろんふだんからバスの利用促進をしていく必要があると思っていますので、それで、例えば今年度法定協議会の負担金の中で、一般の地域公共交通の利用促進策として、例えばバスの路線図、バスだけではないのですけれども、バスとJRであるとか、町内の公共交通の路線図であるとか、そういうものをちょっと分かりやすくつくった冊子のようなものをつくって、全戸配布をしてみたりということを考えています。

あと、函館バスの方とは、大体何か月かに1回ぐらい、直接お会いしてお話をする機会もございます。中には、例えばバスの乗換え、バスダイヤの改正によって、今まで例えば、役場下で5号線で降りて、そこからななえ新病院まで向かうバスに乗換えが結構スムーズにいらしたのだけれども、バスダイヤの改正で、そこでかなり待ち時間ができてしまったという話を、役場のほうに御意見いただいたりもしているので、そういう御意見がありますので、何とか連結について考えてもらえないですかとか、あと、こっちのほうにバス停がもうちょっと寄っていたら少し乗換えが楽なのだけれどもとか、そういう御意見、たまにいただくことがあるので、そういう御意見も函館バスさんのほうには、うちのほうから伝えさせていただいたりはしてございます。

ナンバー5、報償費と旅費の関係ですね。中

高校生の海外交流派遣事業の旅費、皆増になっていますけれども、令和5年は6月の補正で提案したものですから、当初予算と比べると皆増なのですけれども、内容としては令和5年度にやったものと同じ内容のものでございまして、中高生が、各町内の中学生が5名と、七飯高校生が3名、それと引卒の教員が1名と、引卒の職員が2名、計11名が7泊8日で、姉妹都市でありますアメリカのコンコード町に行ってホームステイをして、当地、現地の学生と交流をしてホームステイをしながら、現地の学校に通って海外の異文化を生で体験して帰ってくるという内容でございます。

平松委員からは、一般質問でも同じ内容を御指摘いただいて、今、ウェブ、Zoomなどで行かなくても交流できることが結構増えているので、そのような直接人を送ってお金をかけてやる事業が必要ないのではないかというような趣旨の一般質問をいただいて、その際にもお答えはさせていただいておりますけれども、町といたしましては、七飯町の未来を担う中高生にできることなら直接海外に行って、現地の人間、現地の家庭で生の国際体験をしていただいて、それを帰ってきて、その子どもたちだけではなくて、全体の報告会もありますけれども、それぞれの学校でも独自に報告会をやっておりますので、実際行ってない子どもたちにもその経験、こういうことがあったというのを還元もしていただいているわけでございますので、町としては、この海外交流派遣事業については、今後も、今年度も引き続き続けていきたいという趣旨の予算でございます。

以上でございます。

すみません、答弁漏れがございました。

12月の定例会で可決をいただいたセミナーハウスの指定管理料でございますが、12月の定例会でも御説明をさせていただいておりますが、指定管理料3年分で1億1,193万3,000円、1年分にいたしますと、こちらに出ておるとおり、3,731万1,000円の金額で570万4,000円の増額となっております。増額の内訳でございますが、セミナーハウ

スを指定管理している団体の職員の人件費のベースアップ分と、それと様々な燃料費だとか電気料だとかの高騰を含めた値上げ分でございます。

施設の管理につきましては、施設自体は七飯町の所有でございますので、10万円を超える修繕については七飯町が実施する決まりになってございます。10万円以下の軽微な修繕については、指定管理を受けている団体のほうで修繕をしてございます。ただ、財団のほうで内部留保もあって、繰越しの予算でちょっと残っている部分もあったりする場合については、10万円を超える修繕であっても、指定管理を受けている財団のほうからの申入れで、財団の費用で実際に修繕をしていただいている部分もございます。例えば、セミナーハウスに渡る橋の手すりの部分の木が腐っている部分であるとか、そういう部分については10万円を超える部分についても、財団のほうからの申入れで、財団の費用で修理をしてもらっている実績がございます。

管理については、管理も含めて、財団のボイラーであるとか、そういう部分は業者のほうに再委託をして管理をしているわけでございますけれども、施設の管理についても、指定管理者である財団が一義的に、常駐していますので管理はしてございます。

以上でございます。

○川上委員長 平松委員。

○平松委員 ナンバー2の総合計画の話ですが、一般質問のときにもさんざん指摘をしましたがけれども、今課長は具体の数字が出ているというふうにおっしゃいましたけれども、出ていませんよ。数字は出ています、確かに。だけれども、それは、例えば大中山中学校の屋根を直したら幾らになるとか、そういう詳細な数字ではないのですよね。建物の面積で、築年数でいって、例えばこれを全部建て替えたなら幾ら、これを長寿命化にしたなら幾らとかという数字なのです。だから、何にも出ていないよりはいいかもしれませんけれども、それを当てにして何かやろうと思っても、全然結局何にも使

物にならない。それで、財務のほうでも、具体の担当課のほうできちんとお金出して、それで対応しますということを言っているのだから。はっきり言って、これなくても、それぞれの課が所管している建物をどうするかということを決めて出せば済む話ではないのかなと思うのですけれどもね。だから、この600万円というお金が必要なのかどうか甚だ疑問なので、今聞いているのです。600万円分、別に回しても何にも困らないと思うのですよね。ただ、国からその補助金がもらえなくなるからとか、そういうものがあるのかもしれませんが、もう一度御答弁願いたいと思います。

それから、地域間のバスの話、分かりました。これは前からの話で、国、道、それから我々が持っている。これは、路線がなくなったら困るから持っているのですよ。けれども、さっきも言いましたけれども、なくなったから困るという持ち方であれば、ただお金を足りない分だけ足して足してというやり方で、いつかは駄目になります。だから、どうしたらその効率が上がるのかということも真剣にやっぱり考える場が必要ではないかなと思うのです。例えば地域交通を考えると、きちんとこういうバスを使う、それから地域交通だけではなくてふだんからも、例えば免許の返納、返したら幾らとかと予算見えますけれども、そういうお金を渡すよりはバスに乗ってくださいと、バスのチケットを渡して利用率を上げるだとか、そういうことをやって、このバスがなくならないような方策というのは必要ではないかなと思いますのでもう一度御答弁をお願いしたいと思います。

それから、最後のセミナーハウスですけれども、例えば今現在、同時通訳の器械というのは作動するのですか。前に壊れたと聞いてましたけれども直したのですかね。

結局、セミナーハウスの魅力はどのようなものかということ、指定管理者は、私は生かしてないと思いますよ。ただ単に、3年間で1億円からのお金をもらって、それで職員も増やした、職員の給料も上げる。そんなただお金を

減らしていただくために、1億円も出すのであればもったいないと思いますよ。どうやってセミナーハウスを七飯の活性化につなげていくかということが、常々指定管理者のほうから提案があるべきだと思うのですけれども、そういう考えとかというのは、協定結ぶときにやらないのですか。やってるはずなのですから、それに力が入ってるのかどうかお答え願いたいと思います。

○川上委員長 政策推進課長。

○花巻政策推進課長 それでは、3点ほど御質問があったと思いますので、お答えをさせていただきます。

まず、総合計画の件なのですけれども、確かにおっしゃるとおり、総合計画は町の最上位計画ということで、以前は地方自治法で各市町村に10年間の総合計画の策定が義務づけられておりました。地方自治法は改正されて、その策定義務というものはなくなりましたけれども、七飯町を含め多くの自治体で、そのまま10年間の期間とした町の最上位計画である総合計画の策定は引き続き続いているのが現状でございますし、先ほども申し上げましたとおり、七飯町議会基本条例でも、総合計画の改廃については議決事項として指定をされているところでございます。

それにあわせて、今、まち・ひと・しごと総合戦略という、今はその名前ですけれども、今のほうで名前が変わりまして、デジタル田園都市国家構想ということになって、そちらのほうも同時に併せて改定をしていくつもりでございます。

先ほど委員もおっしゃいましたけれども、まち・ひと・しごと総合戦略と、それに名前が今のほうで変わりましたデジタル田園都市国家構想については、各種交付金を頂くために、国のほうから頂くために、町の各自治体のほうで策定しておく必要があるものでございます。それは一面として確かでございます。

それにあわせて人口ビジョンについても、同じく現在の人口ビジョンは一応計画期間ではないのですけれども、それに合わせて人口ビ

ジョンの改定もするべきということで、この三つの計画を一つの計画、中身としてはそれぞれの名前ついたもので分かれているのですけれども、一冊の計画書として取りまとめる作業を委託するというのが今回の内容でございまして、現在、近隣であれば江差町さんでも同じようなやり方で、総合計画をまち・ひと・しごとと人口ビジョンと合わせて改定をして一冊のものにしているのですけれども、うちとしても時期がちよっと違うだけで、ばらばらに策定委託をするよりはまとめて一本で委託をしたほうが、コンサルの委託料も低く抑えられるということで、今回作業の効率性も考えて、このような計画の委託の仕方になってございます。

総合計画にのっているのが意味があるのかというふうにおっしゃられまして、先ほどもお答え申し上げましたけれども、やはり町の最上位計画ですので、これを策定の担当している政策推進課としては、これにのっている事業というのは、この計画期間内にやるべきものというふうに考えてはいます。しかし、各課において、各現場において、どうしても先にやらなければいけない事業が出てきて、総合計画にのっている事業なのにちよっと後回しにされてしまったというの、実際にあるのは事実として、この前の一般質問の答弁でもあったとおりでございますが、総合計画の担当課としては、非常にちよっと複雑な思いもしております、この総合計画にのっている事業については、やはり総合計画の期間内に着手するなりというのが本来の姿だと思っています。ですから、事情があっただけでできなくなったものについても、次期の総合計画をつくる際には、その原因であるとかを総括して、それから第1章に入っていくべきのかなというふうには思っております。

次に、路線バスの利用促進についてでございます。今回、バスの補助金の増額ですけれども、実際、函館バスさんと定期的にお話しているというふうに申し上げました。函館バスさんでは、皆さん、二種免許をお持ちのバス運転手さんが大変少なくて、どこの路線バス会社も苦労しているということによくニュースだとか

目にされると思うのですけれども、函館バスさんも大変非常に厳しい状態でございます、正直申し上げて、補助金をもらったからといって維持できるのもなかなか厳しい状態になってきているということで、函館バスさんからも、先ほど委員申し上げましたように、路線の効率化というのもぜひ進めていきたいというふうに申入れをされているところでございます。もはや各自自治体からお金をもらったからといって、幾らお金をもらったところでもう人がいないのが確かなので、路線を維持していくことが非常に厳しいということで、路線の効率化などについてもお話しをしているところでございます。

実際、町といたしましても、北海道の渡島総合振興局と協力して、バスの運転手さんの合同就職説明会だとかの周知だとか、実際の現場でのお手伝いとかもさせていただいております。先ほどおっしゃっていたとおり、例えばバスの運賃を補助するような方策を考えるべきではないかという御意見もいただいておりますけれども、それについては現状の予算には入っておりませんし、公共交通計画の中では、バスの利用促進というのは入っておりますので、実際、今現在まだ検討はしていない段階ですけれども、バスの路線維持、運転手の確保につながるバスの路線維持ということでは、そういう方策も検討していく必要があるかというふうに考えてございます。

セミナーハウスの委託料についてですけれども、先ほどの国際会議場の同時通訳の器械が現在使えるかどうかについては、今現在手元で資料がないので把握はしてございません。ただ、毎年セミナーハウス自体が国際会議場としての役割というよりは、最近は音響のよさだとか環境のよさを生かして音楽イベントであるとか、もともと学会の利用だとかが多かったのですけれども、最近は音楽イベントだとかに特化して利用者の増加を団体では図っているところでございます。

財団といたしましても、例えば昨年については、函館に来るクルーズ船のオプションルツアーで、セミナーハウスの国際会議場でクラ

シックコンサートを開いたりとか、新しい試みで何とか新しい利用者を増やす手だても考えてございます。

昨日でしたね、セミナーハウスの令和6年度の事業予算と事業計画でもお話をさせていただきましたけれども、今までとは違って、利用者の声を生かして、例えば映画の上映会であるとか、音楽関係だとか芸術関係の利用の促進も増やす、そのような方法で、指定管理者のほうでは様々な工夫を凝らしているところですので、御理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○川上委員長 ほかにございますか。

池田委員。

○池田委員 それでは、資料の請求をした部分で、事業名とそういうのはあまり控えてくださいということで、もらいました資料、8番、9番、11番の事業ありますよね。この事業に対して、やはり町としては七飯町活力あるまちづくり推進事業ということで補助金を出したのですけれども、やはりこれの事業に対して、どうですか、経過的に見て、活動内容が七飯町の活力ある事業だったと思って補助金を出したのでしょうか。その辺ちょっと聞きたいです。

○川上委員長 政策推進課長。

○花巻政策推進課長 申請をしていただいて、審査をして、内容として合格をしているものがございます。規模の大小はあろうかと思うのですが、実績報告も提出されていますので、効果として大きい少ないはあるとは思いますが、一定の影響は与えたのかなというふうに思っています。それで、今……（発言する者あり）

○川上委員長 中川委員。

○中川委員 この三つのものであれば、要は報告書とかあるはずなので、その資料とかも出してもらったほうが分かりやすいのかなと思うのですけれども、実際行われたイベントの。

○川上委員長 出ますか。どのくらい時間かかりますか。

暫時休憩します。

2時再開いたします。

午後 1時46分 休憩

午後 2時00分 再開

○川上委員長 それでは、休憩前に引き続きまして、再開いたします。

委員の皆様のお手元に資料が行き渡っていると思いますけれども、政策推進課長の答弁から再開いたします。

政策推進課長。

○花巻政策推進課長 今お手元にお配りいたしました三つのイベント補助の内容について、全部説明すると非常に長くなってしまいますので、それぞれ事業の目的だけを説明させていただきたいと思います。

まず、ナンバー8になります。アースデイ&クリーニングデイ道南2023なのですけれども、これは目的としては、地球環境について考える日であるアースデイのイベントを七飯町で開催することで、地域の宝である七飯町の自然のすばらしさ、大切さについて、改めて町民の皆さん、近隣からの御参加の皆さんとともに考えるきっかけにする。そして、シニア世代の方たちが幼少期に経験した七飯町の豊かな自然とともにある暮らしを、地域のシニアの皆さんから子育て世代へつないでいくことが地球に優しい持続可能なまちづくりの大切なヒントになる。七飯町の豊かな自然環境を生かし、持続可能な町としてブランディングすることができれば、移住者や観光客の誘致につながる。また全国的に有名なアーティスト3組を大沼にお呼びすることで、イベントのテーマでもある「みんなちがって、みんないい」を体感してもらうとともに、全国の方々に七飯や大沼を知ってもらうきっかけとするという内容の目的の事業でございました。

団体の概要についてはめくっていただくとありますが、一応七飯の町民の方が5人以上で組織されている団体でございます。

次に、ナンバーの9番、第1回近未来フェスティバル七飯町ということで、事業の目的としては、これから30年の歳月をかけて、輝く七飯をつくっていく次世代の若者たちを発掘し、若

者たちの主体性を大切にして、若者たちを育成していくという七飯の風土、文化をつくっていくということを考えるきっかけとするという事業内容でございまして、団体の概要についてはめくっていただくと分かるとおおり、代表者の方以外の団体の方は、七飯町の町民の方で構成されているものでございます。

ナンバー11、事業名が「チーズとワインとシャンソン」ということで、目的はこの表紙のところに書いてございますが、地域交流の促進と次世代への継承、地域住民同士が集まり、コンサートとチーズマルシェを楽しむ場を提供することで、地域のつながりと結束を強化します。同時に次世代に向けて、コミュニティーの重要性と共感の大切さを伝え、地域の価値観を未来へ継承します。文化と歴史の発信と次世代への魅力、シャンソンコンサートとチーズマルシェを通じて、地域の特産物や芸術文化を広く知らせ、次世代に対して地域の魅力を伝えます。これにより、次世代が地域に誇りを持ち、その世代、文化と歴史を守り育ていく意義を育成します。また、シャンソンは高齢者でも聴きやすく人気があります。高齢者の参加を促進し、食と音楽を通じた多世代交流も狙います。食育と健康意識の向上と次世代の健康、チーズマルシェでは地元のチーズ生産者が参加し、地域の食材や食文化を紹介します。次世代の健康意識、向上を図ると同時に、健康な食生活や食品の重要性を次世代に伝え、健やかな未来につなげますということで、団体は会員名簿が別紙でついてございますが、5人以上の方が七飯町の住民の方で構成された団体ということになってございます。

それぞれについて、後ろに実績報告ついてございまして、経費の内訳や領収書、領収書はちょっと資料が膨大になるのでつけてないのですけれども、実績報告と当日の様子の写真などがついてございます。

町といたしましては、まず申請段階では、町の条例に沿った団体からの申請でございましたのでお受けをして、審査決定をして補助を決定しているものでございますので、先ほど申し上げ

げましたとおおり、それぞれ集客人数だとかの大小はございますけれども、効果があったものというふうに判断をして、補助金を交付したものでございます。

以上でございます。

○川上委員長 ほかにございますか。

すみません、池田委員。

○池田委員 それでは、今この資料を見させてもらいました。これから、やはりこういうような事業のまちづくり推進事業に対しては、町のほうはこれからもまだまだ推進していくと、そういう考えでよろしいですか。

○川上委員長 政策推進課長。

○花巻政策推進課長 今年度、当初予算で昨年に比べて200万円の増額の予算を組ませていただいております。まちづくり、地域を活性化するイベントについては近年申請件数も多くなっておりますので、町としてはそれぞれの事業が予算の範囲内ではございますけれども、できる限り応援できるように努めていきたいと考えてございますが、現在、この活力のあるまちづくり活動支援助成、この補助金については、制度ができてから内容についてほとんど条例に書いてございますので、条例制定されてから一度もその条例の改正がされていないのも現状でございます。時代にちょっと合っていない部分だとかもあるかもしれませんので、条例改正で対応できないところは、条例改正ではない方向でも対応していきたいと思っておりますけれども、条例改正しなければちょっと時代に合わない部分もあるのであれば、その辺もうちちょっと検討しながら、例えば事業の効果の測定の仕方だとかについて、ちょっと考えていく必要があるかなというふうには考えてございます。

以上でございます。

○川上委員長 池田委員。

○池田委員 今それで、課長のほうから条例改正等だとか少し考えていきたいということがありましたので、これ以上言いませんけれども、やはり七飯町民が納得得るようなまちづくり推進事業、例えば一般質問でもありましたけれども、納涼祭のほうの部分の、町民が幸福感を感

じるような部分にもっと予算を回してもらって、これを見るとやはり大沼なのですよね。大沼が決して駄目だとは言いませんけれども、やっている場所が国際セミナーハウスだとか、そういうところでこれ開催していますよね。ですけれども、やはり運動公園等で行われる納涼祭、かなりのやっぱり集客数があります、そういう部分、やはりこういう事業も踏まえながら、その中で予算をボリュームアップして、納涼祭のほうに重ねていくような、やはり大沼の国際セミナーも確かに大事ですけれども、やはりこっちのほうの事業にももう少し力を入れてみたらどうかと思ひまして、ただ、今、課長から検討していく余地があるということです、これ以上聞きませんので、よろしいですか。

○川上委員長 政策推進課長。

○花巻政策推進課長 お答えをしてみたいです。

納涼祭については、当町の他の課で補助金を持ってございます。この活力のあるまちづくり補助については、他の補助の対象になるものについてはそもそも対象にならない補助の事業でございますので、例えば納涼祭の場で納涼祭とは別の、例えばイベントを開催して、納涼祭の補助とはまた別の内容でやるということであれば、対象になる可能性はございますけれども、納涼祭自体は商工労働観光課の方の補助があるものですから、この補助の対象にはすることができないということで、御理解をいただきたいと思ひます。

○川上委員長 ほかにございますか。

上野武彦委員。

○上野委員 ナンバー3ですね。ナンバー3のこの中では、移住・定住関係人口創出拡大事業ということで、今回、委託事業として、移住・定住プロモーション事業ということで委託事業329万9,000円という委託がされております。

今、七飯町も人口減対策ということでは課題となっている問題なのですけれども、この委託事業というのはプロモーションという形であり

ますので、何か宣伝活動という形の中身なのかどうか。基本的にどのような事業が考えられているのか、その辺についてひとつ伺いたいなというのが一つです。

それからその下のほうに、恋人の聖地広域市町村連携共同基盤事業負担金ということで500万円。これはかなり前からこのような事業としての負担がされておりますけれども、年間500万円という金額が使われて、実際どのような取組が行われて、七飯町にとってどのような、そういう効果が考えられているのか、その辺もう少し、その中身が分かるような説明をしていただきたいなど。

それから、その次にナンバー4です。ナンバー4は、これは七飯町の移動支援事業ということでもありますけれども、これは大沼での実証実験行われておりますが、ただその他の地域での公共交通の活性化に関しては、協議会の負担金ということで110万円、これは協議会の開催の負担金だとは思いますが、今後の大沼以外の地域のこういった公共交通に関して、今年度この協議会といいますか、検討委員会みたいなところで、どのようなスケジュールで、どのような形で進めようとしているのか、その辺について少し分かるように説明をお願いします。

○川上委員長 政策推進課長。

○花巻政策推進課長 それでは、御質問いただきました、まず、移住・定住プロモーション事業の委託料でございますけれども、これはSNSやインターネットのサイトを使った総合的なプロモーションを一つの会社に委託して実施するものでございます。様々なSNS、この会社は特にLINE社とのつながりが強い会社なのですけれども、LINEだけではなくて、Googleディスプレイであるとか、TVBridgeであるとか、ネイティブメディアであるとか、そのような、それぞれ複合的にメディアを横断的に使ってプロモーションをするというもので、昨年までこの恋人の聖地事業の予算で七飯町の移住プロモーションの動画をまず一番最初につくって、その次に昨年はシネアドということで、首都圏、三大都市圏の映画館で映

画が始まる前の広告を打ちました。今年度はその移住プロモーションでできた動画などを使ってプロモーションをお願いするのですが、この会社につきましては、実績として、今、皆さんも御存じかと思えますけれども、北海道でふるさと納税で非常に高い効果を出している白糠町が2019年から現在に至るまで、ふるさと納税のプロモーションを一手に委託している事業者でございます。また、東川町、北海道の中で非常に移住の実績を上げている町なのですけれども、そちらのほうでも専門のサイトの作成、パンフレットの作成、総合的なプロモーションをこちらの会社に委託してやっているところがございます。それ以外にも、自治体、北海道、東北だけで約68ぐらいの自治体がこちらにお願いしてプロモーションをしているのですけれども、道南では今年うちが初めてになりますけれども、実際にやっぱり実績を出している会社をお願いをしてやるのが一番効果的なのではないかということで、こちらのプロモーションを予算に組み合わせて入れさせていただいたものがございます。

次に、その下にあります、恋人の聖地広域市町村連携共同基盤事業負担金ということで、昨年決算のときにも御質問いただいたかと思えますけれども、恋人の聖地があるまちが広域連携して事業を実施しておりまして、これにつきましては、バーチャルコンパクトシティと申しまして、仮想空間に、いわゆるメタバースのようなそれぞれのまちの仮想空間をつくりまして、それぞれのまちに実際に住んでいない方が住民登録をして、例えば七飯町の仮想空間の中で実際の七飯町のまちを観光したり、特産品を見たりという体験ができるような、まずサイトの作成、管理、運営。それと、プロモーション活動の一環として、恋人の聖地推進事業を連携事業でまとめて、それぞれのまちが独自で行くと金額がかかるもの donc、それぞれの負担金を出し合って、タレントの方にプロモーションをしていただくとか、そういう内容が入っております。それと、この20弱のまちが連携して事業を行っておりまして、それを国に申請して進

めているわけですが、その取りまとめをしているNPOの件費なども入ってございます。この500万円というのは、全てのまちが同じ額を均等に負担をしているものでございます。

次に、法定協議会における今後のスケジュールですが、まず、この負担金百数十万円ありますけれども、これについては、運営費だけではなくて、先ほど申し上げましたけれども、地域公共交通の利用促進のためのパンフレットの作成経費が大半を占めてございます。各路線の時刻表であるとか、つながりであるとかを分かりやすくまとめた時刻表をつくってお配りすることで、既存の路線公共交通の利用促進を図りたいということが一つ。

今後のスケジュールについてでございますが、今、大沼については、先ほど申し上げましたとおり、1年間の実証実験の後、本格運行に移行するというところでスケジュール的にはお示しできるのですけれども、他の地域については、現在、まだ実際の地域の事業者の方であるとか、バス事業者の方と協議をしているところでございます。具体的にいつからどこで何をやるというところまでは、今現在、まだ発表ができる状況ではないものですから、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○川上委員長 上野武彦委員。

○上野委員 バーチャル空間での宣伝という形で取組が一つあると。ただ、実際にそういう形で実施してきているのかなと思いますけれども、その実績といえますか、実際にその活用といえますか、参加されたそういうバーチャル空間の利用者という形の実績はあるのかどうか。それはどんな状態なのかというのをひとつまずお伺いしたいなど。

それから、先ほど関係では言ってませんでしたけれども、活力あるまちづくりということでは、お試し移住体験という形でこれまで行われてきておりますけれども、この事業が今回予算縮小されております。この実態がどういうことなのか。これまで四、五年やっていると思えますけれども、これまでのお試しの活用状況、参

加状況、これが分かりましたら、ちょっと年間の活用状況をお知らせください。

それからそのお試しの移住体験された方が、実際に七飯町に移住という形で、成果として現れているのかどうかということも含めてちょっとお願いします。

○川上委員長 政策推進課長。

○花巻政策推進課長 まず、バーチャルシティの登録者数等についてはちょっと今手元に資料がございませんので、数については後ほどお知らせしたいと思いますが、実はその効果としては、お試し移住体験事業の利用者の中に、この横連携をしている20弱のまちの中で、バーチャルメタバース空間で七飯町のことを知って、それで実はお試し移住しに来てくれた方がいらっしゃいます。ということで、数は少ないですけれども、実際にそれを通して七飯町を訪れていらっしゃる方もいらっしゃるといのは事実でございます。

そのお試し移住の実績なのですけれども、申し訳ありません。ちょっとちらかっております、持ってきてはいるのですけれども……、まず始めたのは令和4年度から、令和5年度で2年目です。令和4年度は、4組9名の方が利用していただいております。そのうち2組の方が、令和5年5月と令和5年3月に、それぞれ七飯町内に移住をしてきていただいております。令和5年度については、今現在、事業は申込み締切りして終わっていますので、全部で7組の方が、7組17名の方がお試し移住体験利用していただいております、そのうち今分かっているのが、1組、小学生のお子さんがある世帯3名が、今月中に大川の方に移住してることが決まっております。そのほかにも、令和5年度に利用した方で、1組2拠点で居住したいということで、町内のほうに土地を購入していらっしゃる方もいらっしゃいます。

効果としては、2年目ですけれども、1年目に比べて数は上がってきているものと思います。ただ、予算が縮小したのは、予算の泊数が予算計上段階で7泊8日の最大で見ていたのですけれども、実際、泊まっている方の泊数を見

ると、4泊ぐらいが平均なので、ちょっと実際に合わせて、金額を減らしたといったところでございます。

以上でございます。

○川上委員長 ほかにございますか。

神崎委員。

○神崎委員 関連になりますが、ナンバー3の事業目的が、住民自治の地域づくりを進めるということで、定住促進の科目であるということで、先ほどから何人か御質問されて答弁していただいております。

まず、活力のあるまちづくりの推進助成金が倍増になったという、200万円だったのが400万円ということで、町としては緊縮財政の中であって、このような金額が出されたということは相当期待をされているかなと思います。課長も先ほど、条例、時代に合ったというか、いろいろ条例も考えていかなければならない時代に入ってきているのかなという御答弁もありました。

これはどういった、申込みの方法はインターネットだけで申し込むのか。これは町外の方が代表になっておりますけれども、その方の申込みで来て、本人の申込みで来ているのか。また、審査員ですよね。どういった方が、どのような審査の仕方をされているのか、そのあたりちょっとお聞かせしていただきたいと思えます。

○川上委員長 政策推進課長。

○花巻政策推進課長 それでは、お答えをしてみたいです。

まず、予算を増額する提案をさせていただきましたことについてでございますが、コロナ禍でイベント事業がしばらく続いてなかったということで、それまでずっと200万円であって、その範囲内で間に合っております。コロナが明けまして、イベントの補助の申込みがちょっと多くなってきたものですから、実際御覧になっているとおり、令和5年度については200万円以内で収まっているのですけれども、実際その予算が上限に達しているということで、お断りしていることも、イベ

ントも、件数何件かございますのは確かでございます。それがありまして、今後またイベントが増えていくことが予想されたものですから、イベントをはじめとした補助申請が増えていくことが予想されたものですから、200万円の増額をさせていただいたところでございます。

次に、申込みの仕方についてなのですが、インターネットで申し込むということはお受けしてなくて、郵送か持参でお受けしているものが全てでございます。基本的には申込書を出す前に、かなり前段階からいろいろと御相談を受けて、それで申込書を出していただくような形なのが実際でございます。

審査員については、現在4名の方が審査をしていただいております。町民の代表の方なのですが、それぞれ町内会の代表の方であるとか、商工業者、自営業で自分で会社を運営されている方であるとか、町内の数名の方に審査をお願いをしているところでございまして、特に任期というものは決まってはいたのですが、何年かに1回……。すみません、任期は3年間なのですが、一応推進委員会、町民の代表7人以内の委員で構成するという規則で決まっております。町長が委嘱をしております、任期は3年なのですが、その再任は妨げないというふうになってございますので、随分長いこと委員を務めていただいている方もいらっしゃいますし、中には一、二年でなっていたりもいます。職種についても、年齢層についても幅広い方が審査に当たっていただいております。ちょっと個人情報なので、この場でお名前だとか申し上げられませんが、そういった方に審査をしていただいております。

○川上委員長 神崎委員。

○神崎委員 活力のあるまちづくり推進ということで、代表の方が地方の方であるということと、資料を見させていただきましたら、昨年22年ですが、今年はあるけれども、1年かそのくらいの会社設立の方が代表になっていましたけれども、審議の中でそのあた

りの問い方であるとか、そういうことで中身もしちょっとでも分かりましたら、そのあたり教えていただきたいと思っております。

それと、ちょっとごめんなさい。先ほどの恋人の聖地も高額な、設立当初は500万円という形で出たとも見てましたけれども、今後ですね、とてもいろいろな部分でインターネットとか様々なメディアを使って、様々公表しているということで、これが毎年この500万円という高額な金額、負担金として出していくという考えなのか、今後どのように費用対効果について、それでいいのかどうかというところを政策としてどう考えているのか、そのあたりもちょっとお聞かせください。

○川上委員長 政策推進課長。

○花巻政策推進課長 まず最初は、審査の内容でよろしいですか。審査の内容。

一つ、町外の方が代表になっているイベントの件ということでよろしいでしょうか。（発言する者あり）

地方の方。審査には役場で必ず審査を行いますので、審査の場には必ず来ていただいております。そこで現在……（発言する者あり）

代表者が地方の方。代表者が地方の方なのですが、町民が、組織の中に七飯町の方が5人以上いれば、現状お受けすることが要件としてはできるという形になってございます。それについて、今回、今までそういう例はあまりなかったものですからちょっと目立っているかと思っておりますけれども、条例上、この要件は満たしているのです、申請はお受けをしたというところでございます。

先ほどの500万円の件なのですが、この500万円の負担金というのは、この恋人の聖地の事業は5年間、国のほうから指定を受けてやるもので、負担金の500万円については5年間固定費用で、うちのほうが下げるとか下げないではなくて、これは固定したものですので、支払いとしてはそのまま続いています。ただ、その500万円についても、地方創生交付金が恋人の聖地関連で半分は補助対象になって、残りの半分のうち8割ほどが特別交付

税の対象になりますので、町の持ち出しとしては500万円のうちかなり少ない部分が持ち出し、その他の部分についてもそうなのですけれども、町の実際の持ち出しとしては大分少なく抑えられているのですが、この500万円についてはもう決まったものですので、減額されるということはありません。

以上でございます。

○川上委員長 ほかにございますか。

佐々木委員。

○佐々木委員 関連になるのですが、活力あるまちづくり推進事業なのですが、一覧表、1から11までありまして、そのうちの八つに関しまして、ほぼ草刈りですとか環境的なものになっていると思いますし、金額的にも、恐らく皆さんでものを持ち寄って、ガソリンだとか消耗品だとか飲み物だとかというもので、それに対する助成金なのかなというふうには見えます。地域的な草刈りとはいえ、やっぱり町内の美化ですとか住環境の整備というものにつながっていますので、こちらに関しましては活力あるまちづくりというものには合致するのかなとは思いますが、頂いた資料を見ますと、このアースデイに関しましては料金を取っていると。前売り4,500円、当日5,000円。9番に関しましては料金は取っていないのですが、11番に関しましては、チケット3,900円、ペアで7,400円と。どちらかというと、9、8、アースデイとスローフードに関しましては営利目的なのかなと。それに対しての助成金という形になるのかなと思うので、こちらに関してはちょっとおかしいのではないかな。利用料を取ってやるのであれば、その料金の中で独立して採算、独立採算でやれば良いと思いますし、その中で町内の方が、アースデイで言いますと、フリーマーケットの出店ブースが1,000円とかありますけれども、町内の方がフリーマーケットに出店するブース料として補助するとかであれば、町内の活力につながると思うのですが、どちらかという閉鎖された中ですね。アース、クリーンに関しましては大沼セミナーですし、

スローフードに関しましてはセミナーハウスの中で、実績の中で参加者86名、チケット購入50名、無料招待36名というのは書いてますけれども、スローフードに関して14万7,000円の交付決定をしているという中で、その無料招待とチケット購入者の区別も分かりませんし、無料招待の中で七飯町民の方の無料招待に対して補助決定したとかという内容なのか。やはり料金を取って開催するというのに対して、交付決定して補助金を出していくというのが、ちょっと基準がおかしいのではないかなと思うのですが、その辺、決算書等々を見ながら決定していると思うのですが、内容についてはどうお考えでしょうか。

○川上委員長 政策推進課長。

○花巻政策推進課長 料金を取っている件についてですが、料金を取っているのは一般のお客様を対象にしております、例えばこの無料招待をしているのは、地域の岳陽学校の生徒さんであるとかが無料招待の対象になってございます。アースデイのほうについても、町の団体は優遇されているかと思うのですが、料金を取って、当然営利の事業であれば、料金内で賄えるような価格設定でイベントを実施すると思うのですが、特に町民の方は優遇していただくような内容の料金設定にしてもらって、その中で料金自体も、一応料金は取っていますが、賄えるほどの高額な営利事業ではない部分、料金で全然賄えない部分について補助の対象にするということで、実際補助決定をしているものでございます。

以上でございます。

○川上委員長 佐々木委員。

○佐々木委員 料金対象、料金非対象というものもちょっと曖昧になるのかなと思いますし、ほかに経済効果、経済波及効果を考えると、限られた場所でやっているところに補助を出すというよりも、本会議の中でもありましたけれども、入り込み2万3,000人、経済効果3,000万円、4,000万円という事業もある中で、こういうものに限られた中で、しかも裏ではちょっと非営利とはいえ、料金を取って徴収

して営利目的でやっている部分もありますので、もっと中身を精査して、出すべきところは出す、出さないところは出さないという判断が必要かと思うのですけれども、どうお考えでしょうか。

○川上委員長 政策推進課長。

○花巻政策推進課長 御指摘はおっしゃるとおりでございます。私自身もそのように、これまでできた当時のままの規定で運営をしてきてございますけれども、例えば事業の評価の仕方であるとか、申請団体の在り方であるとか、事業の決定に対する過程であるとか、もともとの条例に非常に大ざっぱなというか、ざっくり書かれているものですから、それを適用してしまうと結構適用範囲が広がってしまうものですから、それを時代に合わせて、もう少し事務局のほうで審査員の方、審査していただく前の段階で、少しはじけるようにというか、選別できるように、制度の在り方については検討していく必要があるものと考えてございます。

以上でございます。

○川上委員長 ほかにございますか。

中川友規委員。

○中川委員 まず1点目が、お試し移住体験補助金172万円が今回上がっているのですけれども。（「ナンバー何ですか」と呼ぶ者あり）

すみません、ナンバー3の中のお試し移住体験補助金172万円のところなのですけれども、昨年、令和5年度の予算では243万2,000円ということで、今回減額してきているのですけれども、昨日この間の、今回の定例会の中で、243万2,000円の予算だったのを、195万8,000円減額補正してきたと思うのですよ。195万8,000円を減額補正してきているので、何で、簡単に言えば172万円をつけてきているのかなと。実際に使われたのが、多分71万2,000円なのかなと思うので、それであれば100万円くらい予算つけておけばいいのかなというふうにちょっと感じたものなので、その1点と、あと、活力あるまちづくり推進助成金、先ほどから皆さんおっしゃっているところなのですけれども、ま

ず、資料を出されていますので、地域のイベントのところ、イベントではないですね、地域の清掃だとか、そういう環境の關係の補助金を出しているというところはいいのですけれども、ただ、これもちよっと私が思うには、そもそも各いろいろな町内会さんで、そういう美化、掃除だとか草刈りとかいろいろな地域活動をやるというのが毎年こうやって上げてきてもらって、それぞれやってきてもらっていますので、そうであれば、そもそもがそういう町内会に対して、10万円なら10万円とか5万円なら5万円とか、そもそも町内会に対策費みたいなのをつけておけばいいのではないかなという、そういう一つの考えと、あと、イベント關係の補助金なのですけれども、あまり言うとならぬので、細かいことはまた決算でお伺いしますけれども、この補助金の今のやり方を見たら、ちよっと誰でも彼でも簡単に取れるようなふうに見えるのですね。

例えば、第1回近未来フェス in 七飯町さんの事業でいくと、この報告書の最後のほうを見ると、例えば延べ20日間しか七飯町で活動してこなかったということも書きながら、そして、結果として、開演時は60名、終わったときには30名しかいなかったという、反省点で書いてますけれども、そもそもそういう見込みが結局、この事業の結果を見て、予算つけた側としてもやっぱりいいのですかという、ちよっと決算みたくになりますけれども、こういうのを踏まえた中で、新年度予算はつけてくると思うのですよ。この細かいことは別で、決算委員会でもう一回お伺いしますけれども、やっぱりこういう補助金を出すということは、そもそも七飯町内に住まれていて、もっとこういう事業をやってみたいとかという方もおられるはずなのですよ。だから、そういう方々を優先しないで、こういう方々が駄目、悪いとかそういうことではないのですけれども、やっぱりもう少し精査しながらやらないといけないのではないかなというので、今の点と、今回200万円から400万円に、200万円増となっていますので、この上げる根拠。上げる根拠というのは、

昨年177万7,314円使われたということなのですけれども、昨年の時点で、プラスどんな団体が幾ら使いたいという問合せというか、そういうのがあって、さらに200万円を上げる根拠ですからね。上げるということは、もう今回は予算ないので、来年また手を挙げてくださいと町のほうで言っていると思うのですよ、そういう事業者さんに対して。私の感覚だと、今までもこの補助金に対しては早い者勝ちではないのですけれども、実際そういういろいろな計画を練って、町にお願いして、こういう計画でどうですかというのを打診して、通った人が補助金をもらえるというもので、手を挙げるのを遅れた人は、では来年早く申請してくださいとかというものの性質だったと思うのですよ。ただ、今回こういうふうになってきているということは、例えば、今回400万円にしました、400万円も使われました、では来年500万円にするのかという、そういうことも出てきますので、やっぱり上げる根拠というのは大事だと思うので、お知らせしていただきたいなと。

あと、ナンバー5の国内交流と国際交流のところなのですけれども、三木町関係者、国際交流員の両親来町とか、お土産とか賄いとか、そういうものを町長交際費から、この交流事業のほうに配置替えというのをしてるのですけれども、確かにこの事業で使うのかもしれませんが、御飯食べるとかお土産持たせるとか、そういうのを各課のものに出してくるのが、ちょっと違うのではないかなと。やっぱりこういうものは交際費。例えば三木町さんとか、例えば国際交流の方々とか、いろいろな事情があって、この予算何人を見てるのか分かりませんが、例えば5名の方の予算を見てたとして、さらに3人来たとかとなったときに、今度予算足りないととなりますよね。そもそもそういう人との賄いとかそういうものというのは交際費で普通やるべきところだと思うのですけれども、それはちょっとどう考えているのかなと。

そして、大体合計すると20万円弱ですけれ

ども、町長交際費は前年と同様で300万円なのですよ。300万円だったかな。300万円なのですよ。今回の予算を見て、本当に政策のほうで町長交際費からこっちに移したというのであれば、280万円になってなければおかしいですよ。町長交際費は変わってないけれども、変わらず300万円のまがついてますけれども、町長交際費から今度は政策のほうでこれ面倒見てくださいと、政策で予算つけてくださいとなっているので、やっぱりここはきちんと整理しないと駄目だと思うので、その辺についてもお願いします。

○川上委員長 政策推進課長。

○花巻政策推進課長 まず、お試し移住についてなのですけれども、実際先ほど申し上げましたけれども、令和5年度は実績として7組の方に御利用いただいております。令和8年度については、現状予算としては8組分見えています。8組3名の方が、3人世帯の方が8組で、ただ使われる宿泊施設によって料金大小あるものですから、今年もそれで減額査定、減額補正させていただいたのですけれども、一応予算の段階では一番上限の1人1万5,000円の上限で、泊数については4泊で見えています。金額的にはこの金額になっているのですけれども、実際7組に今年来ていただいておりますので、今年はさらにプロモーションも強力に推し進めていくので、組数についてももう少し上がってくるかなということも期待しております。

ですので、ただ宿泊施設によって上限があるので、組数が増えてもこの部分でのみ込めるようにということで、この予算を組ませていただいております。これはプロモーションをやった上での期待値も込めて、足りなくなってしまうことはせつかく来てくれるお客さんをお断りすることになるので、昨年よりはちょっと減ってますけれども、このぐらいはぜひ来ていただきたいという期待値も込めての予算でございますので、御理解いただきたいと思います。

環境整備の補助金についてのお話でございました。確かにおっしゃるとおり、環境整備の補助金については、大体毎年やっていただい

る町内会さん等ほぼ固定でございます。やっていただける内容についても、一部ちょっと結構いろいろな新しい取組をしていただいて増減する場合もございますけれども、近い金額のこともございます。まとめて先にお渡ししておけばいいのではないかと、そのほうが手間がかからないのではないかとということも、確かに御指摘もごもっともなものですけれども、現在のルール上はこのように一応申請をしていただいて、ただこれらについては、審査員の方に審査いただかないで、内容については必要最低限の消耗品であるとか、刈払い機の油代であるとかそういうものなので、領収書だけ見て事務局のほうで審査をして、なるべく手間のかからないように速やかにお金もお支払いするようにしてございますので、このやり方で、実際お渡ししたお金で足りるとも限らないものですから、やはり使った分しっかりお支払いしたいということで、今のやり方を続けさせていただきたいので、御理解をいただきたいと思います。

イベント補助の件についてでございます。先ほど来、多くの委員の皆様から御指摘をいただいておりますとおり、現在の補助の規定でいきますと、この申請をお受けをしてお支払いをするという形に、事務局としてもならざるを得ないものですから、先ほど来申し上げますとおり、審査の在り方であるとか、補助の申請要件でありますとか、それについては、今までこの補助制度、できて以来ずっと変わっていないものですから、それについて検討をさせていただきたいというふうに考えてございます。

200万円を上げる根拠ということなのでございますけれども、先ほど申し上げましたとおり、環境整備の補助金については、大体毎年同じぐらいの数の団体が近い金額で申請をさせていただいております。補助のルール上、イベント補助を1年受けたところは、2年目以降、その内容が発展的に拡大したものであれば、継続事業ということで補助を申請することができます。それが上限は50万円でございます。先ほど来お話があった三つのイベントが、今年、令和5年ございましたので、これらが実際申請を

確実にしてくるかどうかというのはちょっと分からないですけれども、もし申請をしてきて、50万円の上限のものであれば、それだけで既に150万円、プラス環境整備のものについて現状のものを入れますと、大体それだけで既に200万円いってしまっていて、新規のイベントをお受けする余裕がなくなってしまうということで、実際昨年イベントの補助で、こういった団体かというのはまだ決定もしていないので、今この段階でお話すると、それらの団体に補助決定の期待を抱かせてしまうことになるので、お話し申し上げませんが、本町地区で行うイベントで、大体100万円程度の補助の規模のイベントが1件お話があったのは確かでございます。ほかにも50万円程度のイベントの御相談があったのも確かでございますので、それら含めまして、400万円の補助予算、200万円上げて400万円に上げる計算をさせていただいております。

確かに議員のおっしゃるとおりで、こういうふうに細かく交流員の両親の賄い費とかというふうに事業にのってしまっていると、なかなか交流員のお父さんお母さん来ていただいて、それを町で支払っているというのが分かってしまうので、当然、町の仲間としてアメリカから来ていただいている交流員ですから、両親が来たときは町を挙げて歓待してあげるのが当然だと思うのですが、それがこういうふうにつまびらかになるというのは、あまりよろしくないのかもしれないというふうに私も思っておりますけれども、ここ何年かコロナで交流員の両親の方は来てなかったものですから、この予算を計上してなかったのは確かなのです。実際、以前はこの事業予算で計上していたということをちょっと聞いたものですから、こちらのほうに計上させていただきました。

三木町については、これまでずっと交際費のほうで見ていただいていたのですけれども、今回交流員の分を上げるに当たって、それについては事業予算のほうで見るようにというふうに話になったものですから、うちのほうでは上げているというところでございます。その分交際

費が、申し訳ないですけれども、減ったかどうかというのは当課で交際費の予算は作成していないものですから、実際今お話いただくまでちょっと分からなかったといったところでございます。

以上でございます。

○川上委員長 すみません。中川委員のほかに質疑ある方おりますか。ありますか。

では、暫時休憩します。

3時15分再開します。

午後 2時59分 休憩

午後 3時20分 再開

○川上委員長 委員会再開の前に傍聴している方にお伝えいたしますけれども、傍聴している方は七飯町議会傍聴規則によりまして、議場には入ることはできませんので申し上げます。

また、休憩中であっても発言しないようお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

それでは、休憩前に引き続き、再開いたします。

中川友規委員の質問から始まります。

中川友規委員。

○中川委員 活力あるまちづくり助成金の関係ですね。

先ほどの答弁では、昨年やったイベントの3団体ですね。これについては3年間の継続性があると、継続してできるということだと思うのですが、その見込みがあって、それぞれもし50万円ずつ来たら150万円。環境整備の件で50万円くらいいってしまうと。そうしたら200万円でなくなってしまう。そのとおりに行くと、予算的にはなくなると思います。そのほかに、他団体のほうで100万円程度のイベントを考えているところもあったり、50万円程度のイベントを考えているところも打診は来たようだということだと思うのですが、ただまず、今3団体、先ほどから同僚議員もお話しして、私もそれは決算委員会というお話ししたのですが、細かいことはね。ただ、その予算の執行の仕方、課長のほうからも

基準等々再度整備していくというところだったので、そういう状況の中で、去年やった団体さんにも予算をつけることがありきで、さらにまたほかの事業者さんの予算をつけるために200万円上げて400万円ですということだと思っておりますけれども、それ自体ちょっと大丈夫なのかと。先ほどから皆さんからも指摘ある中で、この予算の執行の仕方が大丈夫なのかと。課長のほうからも執行の仕方、基準等々整備していくと。本来であれば、やっぱり整備していくではなくて、予算執行の在り方をしっかりと整備した上で、こういうふうにしてやっていく、もしくはこれだけ需要があって町民からも問合せが来ているというものも、本来であれば、昨年からの話であれば、昨年議会に対して情報提供があるべき案件だと思うのですよ。全員協議会にも一回もこういう話来てなかったと思うのですが、なおかつこういう予算の執行の仕方、手を挙げれば誰でももらえるようなのでいいのかかという意見が出てしまうような、そういう状況の中で、予算を単純にまた200万円上げる、そして400万円にする、それは非常にまずいのではないかなと。やっぱり本来きちんと整備をして、こういう基準をつくって、七飯町のこれに関する条例だとか基準はこういうもので行きますよと。なので、これからきちんとそういうことがないようにやります。まずこの整備をした上で、あとは予算の金額を上げる上ではない、その需要を考えながら、こうこうなのでというようなもので、議会に上がってくるのであれば、多分皆さん納得するだろうし、いいと思うのですが、今回この予算で上げてくるというのは非常にちょっとクエスチョンな部分があるのですが、いかがでしょうか。

○川上委員長 政策推進課長。

○花巻政策推進課長 御指摘のとおり、まず予算の増額について、全員協議会等に御報告していない、常任委員会等でも御報告していなかったのは、ちょっと情報提供が遅かったということで、こちらの不手際であったと考えます。

執行の仕方について、おっしゃるとおり、まず制度を整備して、それから増額するというのが、確かに筋としては正しい方向だとは思いますが、しかし、予算として今回増額させていただいて、並行して速やかに制度の在り方について検討させていただいて、それから執行に入らせていただきたいということで、今回の予算の提案については考えてございますので、何とぞ御理解のほどお願いをしたいと思います。

以上でございます。

○川上委員長 中川委員。

○中川委員 課長の気持ちも分かるのですけれども、やっぱり予算委員会の仕組みといたらあれですけれども、私の立場からしても、こういうちょっと不具合というか、出てしまった以上、分かりましたと簡単に言えるようなものではない事案だと思います、今回の件は。

あと、賄費についても、町長交際費から替えてきているところなのに、町長交際費は300万円が変わっていないのですよ。そっこのほうが20万円減額しているのであれば、全然こちら問題ないのですよ、こっちについても。なので、こちらについても、ちょっと私はなかなかこの予算委員会という性質上、まあ、いいでしょうとかそういうのはできないものですから、もう少しちょっと精査していただきたいなというふうに思いますけれども、委員長どうでしょう。

○川上委員長 今の中川議員の発言ですけれども、政策推進課で予算計上しているところの事業名の交流推進費の中の需用費の三木町との交流費、賄費19万1,000円でございますけれども、これは町長の交際費のほうから予算の組替えでこちらのほうに持ってきたということになっているわけでございますけれども、総務費の町長交際費の300万円につきましては、前年度と同額の額となっております。町長交際費のほうから19万1,000円こちらのほうに持ってきたというのであれば、町長交際費の今年の予算については、20万円減の280万円で計上するのが本当でないかということなので、この辺も総務課のほうで後で精査して、明

日報告してもらいたいと思いますので、よろしいでしょうか。

それで、政策推進課の質疑はよろしいですか。

稲垣委員。

○稲垣委員 ちょっと重複してしまう部分もあるのですが、今回のまちづくり助成金の部分で、さっき3年間継続というふうなところもあったと思うのですが、ただやっぱりその内容というか、やっぱり成果というか、そういうところもきちんと加味しなければいけないと思うところはありますので、その辺の精査をお願いしたいなというふうに思います。その辺の考え方をお願いします。

○川上委員長 政策推進課長。

○花巻政策推進課長 それでは、お答えしてまいります。

継続活動支援助成金に該当するためには、現状のルールにおきましても、イベント事業を発展的に拡大して行う事業を支援するという内容になってございます。ですので、同じイベントを2年度以降も同じような感じでやるというのが、そのまま素直に認められるものではなくて、規模も拡大したり、内容についても発展的に変わっているというものが、審査の基準になってございますので、ただただ同じイベント事業を3年間継続事業で支援するということにはなりませんので、その考え方は今のルールの中でも変わってございません。

以上でございます。

○川上委員長 よろしいですか。

神崎委員。

○神崎委員 七飯町活力のあるまちづくり推進基金条例の中の第5条に、運用益金の処理ということで、イベントの中で収益というか、お客さんからお金を頂いている中で、何かしらの収益そこから上がった部分の戻入れというか、その収益というか、そういうものは今まで計上されていたのかどうか、ちょっとその辺だけ確認させてください。

○川上委員長 政策推進課長。

○花巻政策推進課長 基金条例でございます

か。基金条例は、基金の運用益のことで、原資としてまちづくり活動支援事業助成金は、基金を原資に補助してはいますが、イベントをやった団体の収益というのは、その基金の運用益とはまた別のものですので、基金に運用益を返すというような取扱いは、今までしたことはございません。

以上でございます。

○川上委員長 ほかにございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○川上委員長 それでは、一つ私のほうから、政策推進課長のほうにお願いしたいのですけれども、さっきの令和5年度七飯町活力あるまちづくり推進事業助成金の中の8番、9番、10番については、それぞれ料金収入を見込んでおりまして、利益が生じているかもしれないという事業の3件に対しまして、条例との兼ね合いについて、もう一度調査をして、当委員会に明日でも報告していただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

では、政策推進課につきまして、ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○川上委員長 それでは、政策推進課への質疑は終了いたします。(発言する者あり)

それでは、積み残しとして、後日政策推進課長より報告をお願いいたします。

では、続きまして税務課の審査を行います。

税務課長、御苦労さまでございます。

早速でございますけれども、予算書及び提出資料に基づきまして、説明をお願いいたします。

税務課長。

○佐藤税務課長 それでは、税務課所管分の令和6年度予算説明をさせていただきます。

まず、初めに歳入について、予算書にて説明いたしますので、予算書の14ページ、15ページをお開きください。

町税全体では、昨年当初と比較いたしまして5,005万3,000円の減額の29億588万9,000円となっております。内訳の金額は、現年度分、滞納繰越分を合わせて説明させ

ていただきます。

1款1項1目町民税の個人は、昨年比1,346万6,000円増額の10億5,362万8,000円。2目町民税の法人は、昨年比293万円減額の1億5,781万3,000円を計上しております。個人、法人合わせますと、町民税の合計は12億1,144万1,000円となります。

次に、2項1目の固定資産税は、土地、家屋、償却資産と交付金を合わせまして、昨年比9,188万4,000円減額の13億6,323万2,000円を計上しております。こちらは、令和5年度最終調定見込みを基準に、3年に一度の評価替えによる約6.5%の減収を見込み算出しております。

次に、3項軽自動車税は、1目種別割、2目環境性能割を合わせまして、昨年比661万3,000円増額の9,797万4,000円。

次に、4項たばこ税は、昨年比2,293万2,000円増額の2億1,949万2,000円。

次に、5項入湯税は、昨年比175万円増額の1,375万円を計上しております。

簡単ですが、歳入の説明は以上でございます。

次に、歳出について、共通様式にて説明させていただきます。

共通様式ナンバー1、事業予算名は税務総務費です。昨年比194万5,000円減額の935万7,000円を計上しております。主な減額理由といたしましては、次のナンバー2で詳細について説明いたしますが、会計年度任用職員の業務内容を勘案し、報酬等の一部を新規事業費での予算計上としたため、減額となっております。そのほかは記載のとおりでございます。

次に、ナンバー2は新規事業の定額減税調整給付事業費として、予算額は1,393万8,000円を計上しております。こちらの事業は国のデフレ完全脱却のための総合経済対策の一環として、令和6年度税制改正により、令和6年分所得税及び令和6年度分個人町民税の減税を

行う定額減税に伴う事業となりまして、内容としては、その定額減税額が令和6年分推計所得税額となる令和5年分確定所得税額及び令和6年度分個人町民税所得割額を上回る場合、すなわち定額減税し切れなかった場合については給付金として納税義務者に給付する調整給付を行う事業となります。実際に定額減税及び調整給付を実施する時期につきましては、令和6年度分個人町民税の賦課決定後になりますが、事業に係る準備を含め事務経費として当初予算にて計上しており、特定財源は全額国庫補助金となっております。

予算内容のうち、会計年度任用職員に係る予算につきましては、新規事業に係る事務内容が定額減税及び調整給付額算定のための個人町民税賦課事務と大きく重複する部分があることから、例年の税務総務費での予算を一部減額し、当新規事業として計上しております。

なお、定額減税に伴い令和6年度個人住民税が減収となり、全額国から補填される分と調整給付金に係る歳出及び歳入の増額補正予算案は、本定例会後に開会される予定の臨時会または定例会にて提出させていただきますので、よろしく願いいたします。

次に、ナンバー3、賦課事務費です。昨年比186万9,000円増額の1,112万円を計上しております。大幅な増減となっている項目として……。

○川上委員長 傍聴席、声出さないでください。

続けてください。

○佐藤税務課長 役務費は他市町村への納税義務者等の住所等照会件数増に伴う返信用切手代の増、及び委託料につきましては、固定資産土地評価業務の委託契約更新による増額、及び家屋評価システムの契約期間満了によるシステム更改に伴い、現在は保守の委託と賃借料を別々に契約しておりますが、システム更改後はシステムソフト運用支援委託業務として、委託料へ一本化した契約とするため増額となり、使用料及び賃借料が減額となっております。

負担金、補助及び交付金は、共同収納手数料

負担金が大幅に増となっております、こちらの負担金は地方税の手続をインターネットを利用して電子的に行うeLTAXによって納税した件数分に係る地方税共同機構への負担金で、令和5年度よりQRコードを読み取り、共通納税システムを通じて納税可能となった税目が拡大したことから、件数増により増額しております。

次に、ナンバー4、徴収事務費です。昨年比16万1,000円増額の672万8,000円を計上しております。委託料は大幅に増となっており、金融機関との口座引落としデータを伝送するシステム保守料の単価増額によるものです。そのほかは、おおむね例年どおりで、記載のとおりでございます。

以上、税務課所管分の令和6年度予算説明とさせていただきます。御審議のほどどうぞよろしく願いいたします。

○川上委員長 ありがとうございます。

それでは、これより、税務課への質疑を行います。

平松委員。

○平松委員 すみません、ナンバー3のところがちよっと分からないのですけれども。家屋評価システムというソフトがあって、それを導入する業務を委託するというので124万5,000円と。これが、今までのシステムが変わるから、新しいのを入れるための経費。これは国からは来ないお金なのかということと、この家屋評価のシステムというのは、全国どこでも共通なのですか。それとも、七飯町は七飯町の分としての数字が出てくるのですか。こういう評価委員というのが七飯町でいますよね。そういう人たちが要らなくなるという話なのかという確認と、すみません、eLTAXは、我々が携帯電話でダウンロードしたりとか、パソコンでもやることもできるシステムなのですか。七飯町はこれ使用料をどこに払うのですか。例えば、我々が自分で確定申告やったりするeLTAXというのは無料ですよ。ここでお金が取られる理屈がちよっと分からないので、すみません、この説明をお願いしたいと思

います。

○川上委員長 税務課長。

○佐藤税務課長 それでは、順番にお答えしてまいります。

まず、家屋評価システムなのですけれども、これはまず令和5年度まで契約していた会社が、システムをつかってリースしてくれていた会社さんが、令和6年度からその事業から撤退するということになりまして、それで新たに新しい家屋評価システムを導入することになりまして、今回予算計上させてもらっているのですけれども、これにつきましては国から補助は全くありません。町で負担となります。

あと、システムは全国共通ではなくて、その地方自治体それぞれで家屋評価システムをつくっているベンダーさんと契約して導入して利用している形になりまして、内容としては家屋評価してきた内容をシステムに入力したものが、課税賦課のための基準の計算をかけてくれるシステムなのですけれども、それは家屋評価でその内容を入れるシステムであって、評価委員さんはまたそれとは別で、その評価、賦課に対して何か不服申立てあったときに、委員さんが委員会開かなければならないので、委員さんが要らなくなるということではありません。

あと、eLTAXなのですけれども、eLTAXが地方税ポータルシステムの呼称になります、呼び名になりまして、地方税における手続きをインターネットを利用して電子的に行うシステムになるのですけれども、このeLTAXを運用しているのが、全国の自治体がつくっている地方税共同機構というのが、全国の地方公共団体が共同して運営する組織が地方税共同機構というところになるのですけれども、そこでeLTAXですとか、軽自動車税の電子申請とかするシステムがあるのですけれども、そういうものを開発して、全国にそのシステムを使わせているという機構になるのですけれども、eLTAXの負担金は、そちらの地方税共同機構に支払っております。

以上です。

○川上委員長 平松委員。

○平松委員 ありがとうございます。

家屋の評価というのは、極端なこと言えば、毎年毎年見直しがありますよね、多分。ないのですか、家屋ですよ。築何年とたったら、どんどん評価が落ちてくると思うのですけれども、ないのですか。一回入れたらそれがずっと行くという、でもない。まあ、分かりました。

eLTAXは、そういう組織があって、そこにその使用料として払うということなのですかね。これは、使う回数とか何とかではなくて、その仕組みを七飯町が持っている、このお金を払うということでもいいのですか。

○川上委員長 税務課長。

○佐藤税務課長 では、お答えします。

まず、家屋評価システムだったのですけれども、家屋評価システムをまず利用するときが、例えば新築でおうちを建てたときに、職員が家屋評価に行くのですけれども、そのおうちを見て評価して、その内容を入力するシステムなのですよね。そのシステムから、例えば、評点数だとか、賦課のための、ここの壁が幾らとか、そういうのを評価してくれるシステムでして、そこから固定資産税を決めるために、データを流してくれるシステムになるので、その家屋評価自体は、そのおうちに対しては毎年はやらないのですけれども、経年していくので、減点していくので、評価は下がっていくのですけれども、そのシステム自体は、何か変わったときですとか、新築家屋のときに利用するものになります。

あと、eLTAXは、これは全国でも国のほうの施策で、電子的な共通納税をやってくださいという通知が出てまして、税目は各自治体によって、納税できる税目は国でもここまでできますよというのがあるのですけれども、その自治体によってはこの税目とこの税目しか共通納税でeLTAXを使わないということも選べる、今は状態なのですけれども、七飯町では令和5年度から、個人町民税の普通徴収と軽自動車税と固定資産税を共通納税システムで払えるように、当初納付書にQRコードをつけまして、それで払ってもらえることができるようにし

てるのですけれども、そのQRコードで払ったことで発生する、銀行さんから経由して入金するまでの手数料ですとか負担金を七飯町分の件数として、地方税共同機構に支払うということになります。なので、全国の各自治体が共通納税システムで払った件数割で、実績でその機構に支払うということになります。

以上です。

○川上委員長 ほかに、ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○川上委員長 それでは、質疑を終わります。

以上で、税務課に対する審査を終了いたします。

税務課長、御苦労さまでございました。

委員会はこれにて終了したいと思います、皆様、御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○川上委員長 異議なしということで、本日の決算審査特別委員会は、これをもって終了いたします。

御苦労さまでございました。

午後 3時48分 延会

以上会議の顛末を記録しその相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

委員長